

* 北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

条 例

○北海道水資源の保全に関する条例……………	(計画推進局)	2
○北海道がん対策推進条例……………	(健康安全局)	7
○北海道障害児通所給付費等不服審査会の設置等に関する条例 ……………	(障がい者保健福祉課)	11
○北海道地域商業の活性化に関する条例……………	(中小企業課)	11
○北海道教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する 条例……………	(教育庁文化・スポーツ課)	18
○北海道知事等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例…	(人事課)	19
○北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例……………	(人事課)	20
○北海道職員等の定数に関する条例の一部を改正する条例……………	(人事課)	25
○北海道税条例の一部を改正する条例……………	(税務課)	25
○北海道立北方四島交流センター条例の一部を改正する条例 ……………	(北方領土対策本部)	26
○北海道環境生活部手数料条例の一部を改正する条例 (環境生活部総務課)		26
○北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 ……………	(環境生活部総務課)	26
○北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例 ……………	(循環型社会推進課)	27
○北海道自然環境等保全条例の一部を改正する条例……………	(自然環境課)	28
○北海道立開拓記念館条例の一部を改正する条例…	(道民活動文化振興課)	28
○北海道立オホーツク流水科学センター条例の一部を改正する条例 ……………	(道民活動文化振興課)	28
○特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例 ……………	(道民活動文化振興課)	28
○北海道保健福祉部手数料条例の一部を改正する条例 (保健福祉部総務課)		33

○北海道准看護師試験委員条例の一部を改正する条例……………	(医療業務課)	34
○北海道立衛生学院条例の一部を改正する条例……………	(医療業務課)	34
○北海道立看護学院条例の一部を改正する条例……………	(医療業務課)	34
○北海道病院事業条例の一部を改正する条例……………	(道立病院室)	35
○北海道立衛生研究所条例の一部を改正する条例……………	(健康安全局)	35
○北海道社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例 ……………	(施設運営指導課)	35
○北海道介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例 ……………	(高齢者保健福祉課)	35
○北海道介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例 ……………	(高齢者保健福祉課)	36
○北海道立児童福祉施設条例の一部を改正する条例 (障がい者保健福祉課)		36
○北海道地方障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例 ……………	(障がい者保健福祉課)	36
○北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮 らしやすい地域づくりの推進に関する条例の一部を改正する条例 ……………	(障がい者保健福祉課)	37
○北海道認定こども園の認定の基準に関する条例の一部を改正する条例 ……………	(子ども未来推進局)	37
○北海道計量検定所条例の一部を改正する条例……………	(経済部総務課)	38
○北海道立工業技術センター条例の一部を改正する条例……………	(産業振興課)	39
○北海道立地域食品加工技術センター条例の一部を改正する条例 ……………	(食関連産業室)	39
○北海道立高等技術専門学院条例の一部を改正する条例……………	(人材育成課)	39
○北海道立職業能力開発支援センター条例の一部を改正する条例 ……………	(人材育成課)	40
○北海道農政部手数料条例の一部を改正する条例……………	(農政課)	40
○北海道家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例……………	(畜産振興課)	40
○北海道立農業大学校条例の一部を改正する条例……………	(農業経営課)	41
○北海道立漁業研修所条例の一部を改正する条例……………	(水産経営課)	41
○北海道漁港管理条例の一部を改正する条例……………	(漁港漁村課)	41

る豊かで清らかな北海道の水を、持続的に利用できるものとして、次の世代に引き継いでいくことは、私たちの使命であり、道、市町村、事業者、そして全ての道民が、水資源の保全に関するそれぞれの役割を認識し、一体となって取り組んでいかなければならない。

このような考え方に立って、水資源の保全に関する施策を総合的に推進し、本道の豊かな水資源がもたらす恩恵を現在と将来の世代が享受できるよう、道民の総意としてこの条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、水資源の保全に関し、基本理念を定め、並びに道、事業者、土地所有者等及び道民の責務を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項、水源の周辺における適正な土地利用の確保を図るための措置その他必要な事項を定めることにより、水資源の保全に関する施策を総合的に推進し、もって現在及び将来の道民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「水資源の保全」とは、生活、農業、工業等の目的に用いられる水資源を将来にわたり安全に安心して、かつ、持続的に利用できるように保全することをいう。

2 この条例において「土地所有者等」とは、道内に所在する土地の所有者、管理者又は占有者をいう。

(基本理念)

第3条 水資源の保全は、全ての道民が本道の豊かな水資源の恵みを享受することができるよう、地域の特性に応じて推進されなければならない。

2 水資源の保全は、道、市町村、事業者、土地所有者等及び道民の適切な役割分担による協働により推進されなければならない。

(道の責務)

第4条 道は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、水資源の保全に関する施策を総合的に実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、水

資源の保全について十分配慮するとともに、道が実施する水資源の保全に関する施策に協力するものとする。

(土地所有者等の責務)

第6条 土地所有者等は、基本理念にのっとり、水資源の保全のための適正な土地利用に配慮するとともに、道が実施する水資源の保全に関する施策に協力するものとする。

(道民の責務)

第7条 道民は、基本理念にのっとり、水資源の保全に対する理解を深め、自らこれに努めるとともに、道が実施する水資源の保全に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市町村との連携等)

第8条 道は、水資源の保全を推進する上で市町村が果たす役割の重要性に鑑み、市町村が行う地域の実情に応じた水資源の保全に関する取組に対して連携協力するとともに、水資源の保全に関して必要があると認めるときは、市町村に対し必要な協力を要請するものとする。

(国との連携等)

第9条 道は、国と連携協力して水資源の保全に関する施策の推進を図るとともに、水資源の保全に関して必要があると認めるときは、国に対し必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

第2章 水資源の保全に関する基本的施策

(施策の基本方針)

第10条 道は、次に掲げる基本方針に基づき、水資源の保全に関する施策を総合的に推進するものとする。

(1) 水資源の保全を推進する上で水源の周辺における森林が重要な役割を果たしていることに鑑み、森林が有する水源を涵養する機能の維持増進を図ること。

(2) 安全に安心して利用できる水資源の確保に向けた取組の推進を図ること。

(3) 道民、事業者及び土地所有者等の水資源の保全に対する理解の促進を図ること。

(4) 水資源の保全のための適正な土地利用の確保を図ること。

(森林が有する水源を涵養する機能の維持増進)

第11条 道は、森林が有する水源を涵養する機能の維持増進を図るため、水源の周辺における森林の特性に応じて、森林法（昭和26年法律第249号）に基づく保安林制度の活用、造林、保育等の森林施業の適切な実施その他の必要な措置を講ずるものとする。

（安全に安心して利用できる水資源の確保に向けた取組の推進）

第12条 道は、安全に安心して利用できる水資源の確保に向けた取組の推進を図るため、公共用水域及び地下水における水質の汚濁の状況の監視、これらの水質に対する汚濁の負荷の低減に係る措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

（道民等の理解の促進）

第13条 道は、水資源の保全に対する道民、事業者及び土地所有者等の理解を促進するため、普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

（水資源の保全のための適正な土地利用の確保）

第14条 道は、水資源の保全のための適正な土地利用の確保を図るため、この条例に基づく水資源保全地域に関する措置、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）その他関係法令に基づく措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

（財政上の措置）

第15条 道は、水資源の保全に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 水源の周辺における適正な土地利用の確保

（基本指針）

第16条 知事は、水資源保全地域に係る適正な土地利用の確保に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を策定するものとする。

2 基本指針は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 水資源保全地域に関する基本的事項
- (2) 水資源保全地域の指定に関する事項
- (3) 水資源保全地域において土地所有者等が配慮すべき事項

3 知事は、基本指針を定めるに当たっては、あらかじめ、北海道水資源保全審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、基本指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本指針の変更について準用する。

（水資源保全地域の指定）

第17条 知事は、基本指針に沿って、公共の用に供する水源に係る取水地点（地表水若しくは地下水から原水を取り入れる施設が設置されている地点又はその設置が予定されている地点をいう。）及びその周辺の区域（国有地を除く。）であって、当該区域における土地の所有又は利用の状況を勘案して水資源の保全のために特に適正な土地利用の確保を図る必要があると認めるものを、当該区域が所在する市町村の長の提案に基づき、水資源保全地域として指定することができる。

2 知事は、前項に規定する提案に基づく場合のほか、市町村長から他の市町村の区域に係る提案があった場合その他水資源の保全のため特に必要があると認める場合は、同項の規定に基づき水資源保全地域を指定することができる。

3 知事は、第1項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）に当たっては、林業その他の地域における産業との調和に配慮するものとする。

4 指定は、水資源保全地域ごとに、指定の区域及び当該区域の特性に応じた適正な土地利用の確保に関する指針（以下「地域別指針」という。）を定めてするものとする。

5 地域別指針は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 指定の区域に関する基本的事項
- (2) 指定の区域において土地所有者等が配慮すべき事項

6 知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村長及び北海道水資源保全審議会の意見を聴かなければならない。

7 知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を告示し、告示した日から起算して14日を経過する日までの間、指定の区域及び地域別指針の案を公衆の縦覧に供しなければならない。

8 前項の規定による告示があったときは、指定をしようとする区域の住民及び利害関係人は、同項に規定する期間が経過する日までの間に、知事に指定の区域及び地域別指針の案についての意見書を提出することができる。

9 知事は、指定をするときは、その旨並びに指定の区域及び地域別指針を告示しなければならない。

10 指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

11 第6項から前項までの規定は、指定の解除又は指定の区域若しくは地域別指針の変更について準用する。

(基本指針等の周知)

第18条 道は、市町村と連携協力して、水資源保全地域内の土地に係る土地所有者等に対して基本指針及び地域別指針（以下「基本指針等」という。）の周知に努めなければならない。

(基本指針等への配慮等)

第19条 水資源保全地域内の土地に係る土地所有者等は、その土地の利用に当たっては、基本指針等に配慮するものとする。

2 知事は、水資源保全地域において、基本指針等に沿った土地の利用を図るため必要があると認めるときは、当該水資源保全地域内の土地に係る土地所有者等に対し、その土地の利用の方法その他の事項に関し助言をすることができる。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、北海道水資源保全審議会の意見を聴くものとする。

3 知事は、前項の規定により助言をしようとするときは、関係市町村長に協力を求めるものとする。

(水資源保全地域内の土地に関する権利の移転等の届出)

第20条 水資源保全地域内の土地について、土地に関する所有権若しくは地上権その他の規則で定める使用及び収益を目的とする権利又はこれらの権利の取得を目的とする権利（以下「土地に関する権利」という。）を有している者は、当該土地に関する権利の移転又は設定（対価を得て行われる移転又は設定に限る。以下同じ。）をする契約（予約を含む。以下この条において「土地売買等の契約」という。）を締結しようとする場合（当該土地売買等の契約により土地に関する権利の移転又は設定を受けることとなる者（以下この条において「権利取得者」という。）が未定である場合を含む。）には、当該土地売買等の契約を締結する日の3月前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

(1) 当事者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

(権利取得者が未定である場合は、その旨)

(2) 土地に関する権利の移転又は設定をしようとする年月日

(3) 土地に関する権利の移転又は設定に係る土地の所在及び面積

(4) 移転又は設定に係る土地に関する権利の種別及び内容

(5) 土地に関する権利の移転又は設定後における土地の利用目的

(6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定は、民事調停法（昭和26年法律第222号）による調停に基づく場合、当事者の一方又は双方が国又は地方公共団体である場合その他規則で定める場合には、適用しない。

3 第17条第1項の規定による指定（当該指定の区域の変更を含む。）の日から起算して3月を経過する日までの間に当該指定に係る水資源保全地域（当該指定の区域の変更にあつては、当該変更により新たに水資源保全地域となった区域）内の土地について土地売買等の契約を締結しようとする場合における第1項の規定の適用については、同項中「当該土地売買等の契約を締結する日の3月前までに」とあるのは、「あらかじめ」とする。

4 知事は、第1項の規定による届出を受けたときは、関係市町村長に当該届出に係る書面の写しを送付し、水資源の保全の見地からの意見を求めなければならない。

5 知事は、第1項の規定による届出を受けた場合において、基本指針等及び関係市町村長の意見を勘案して必要があると認めるときは、当該届出をした者に対し、その土地の利用の方法その他の事項に関し助言をすることができる。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、北海道水資源保全審議会の意見を聴くものとする。

6 知事は、前項の規定により助言をしようとするときは、関係市町村長に協力を求めるものとする。

7 第5項の規定による助言を受けた者は、権利取得者に対して、当該助言の内容を伝達しなければならない。

8 第1項の規定による届出をした者は、当該土地売買等の契約を締結する日までの間において、同項各号に掲げる事項に変更があったときは、その変更の日から10日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

9 第4項から第7項までの規定は、前項の規定による届出について準用する。
(報告又は資料の提出)

第21条 知事は、前条、次条及び第23条の規定の施行に必要な限度において、水資源保全地域内の土地について土地に関する権利を有している者又は有していた者に対し、当該土地に関する権利の移転若しくは設定の状況又は当該土地の利用の状況に関し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

(勧告)

第22条 知事は、第20条第1項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第8項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者に対し、相当の期間を定めて、届出をすべきこと又はその届出の内容を是正すべきことを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定により勧告しようとするときは、関係市町村長に協力を求めるものとする。

(公表)

第23条 知事は、正当な理由がなく前条第1項の規定による勧告に従わない者があるときは、その旨を公表することができる。

2 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、同項に規定する者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(水資源保全地域内の土地の所有等の状況に係る情報提供の要求)

第24条 知事は、この章の規定の施行のため必要があると認めるときは、関係市町村長その他の者に対して、水資源保全地域内の土地の所有又は利用の状況に関し必要な情報の提供を求めることができる。

(市町村の条例との関係)

第25条 市町村が土地に関する権利の移転又は設定に係る届出その他の手続について条例を制定した場合であって、当該条例の内容がこの条例の趣旨に則したものであり、かつ、水源の周辺における適正な土地利用の確保に関しこの条例と同等以上の効果を有するものと知事が認めるときは、当該土地に関する権利の移転又は設定については、第20条から第23条までの規定は、適用しない。

第4章 北海道水資源保全審議会

(設置)

第26条 北海道における水資源の保全を図るため、知事の附属機関として、北海道水資源保全審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第27条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 知事の諮問に応じ、水資源の保全に関する重要事項を調査審議すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属させられた事務

2 審議会は、水資源の保全に関し、知事に意見を述べることができる。

(組織)

第28条 審議会は、委員9人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

(委員及び特別委員)

第29条 委員及び特別委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 水資源の保全に関する知見を有する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、知事が適当と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第30条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第31条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある特別委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会長への委任)

第32条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第5章 雑則

(規則への委任)

第33条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第20条から第23条まで及び第25条の規定は、同年10月1日から施行する。
- 2 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

北海道がん対策推進条例をここに公布する。

平成24年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第10号

北海道がん対策推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条－第8条）

第2章 がん対策に関する基本的施策（第9条－第25条）

第3章 北海道がん対策推進委員会（第26条－第33条）

附則

がんは、高齢者だけではなく、子どもや女性、働き盛りの者など誰もが罹患する可能性のある病気であり、本道においては、死因の第1位を占め、道民の生命や健康に対する大きな脅威となっており、その克服は私たち道民の願いである。

がんの要因には、喫煙、偏った食生活などの生活習慣、ウイルスなどの感染、アスベストなどの化学物質との接触や、放射線の被ばくなど様々なものがあるとされているが、生活習慣に起因するがんに関しては、その改善を図ることで発症のリスクを低下させることが可能であり、また、多くのがんに関しては、医療技

術の著しい進展に伴い、定期的ながん検診の受診により早期に発見し、早期に治療することで治癒率を高くすることも可能となっている。

こうしたことから、私たちは、本道の豊かな自然と食材に恵まれた環境を生かして、子どもの頃から健康的な生活習慣を身に付け、がんに関する知識を深め、がんの予防や早期発見に努めるとともに、たとえがんに罹患しても最善の医療が受けられ、がん患者及びその家族が安心して生活を送ることができるよう、がんに負けない社会づくりを目指す必要がある。

このような考え方に立って、私たちは、それぞれの役割を自覚し、共に力を合わせ一体となってがん対策に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、がん対策に関し、基本理念を定め、並びに道、保健医療福祉関係者、教育関係者、事業者及び道民の責務を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、がん対策を総合的に推進し、もって道民が心身ともに健康で心豊かな生活を送ることのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保健医療福祉関係者 がんの予防、がん検診、がん医療（科学的知見に基づく適切ながんに係る医療をいう。以下同じ。）若しくはがん患者に対する介護に従事する者又はがんに関する知識の普及啓発活動を行う者をいう。
- (2) がん患者等 がん患者又はその家族をいう。
- (3) がん患者団体 がん患者等を中心として構成される団体をいう。

(基本理念)

第3条 がん対策は、がんが道民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状に鑑み、がん患者等を含む道民の立場に立って推進されなければならない。

2 がん対策は、道、市町村、保健医療福祉関係者、教育関係者、事業者及びがん患者等を含む道民の適切な役割分担の下に一体となって推進されなければならない。

(道の責務)

第4条 道は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、本道の特性及び地域の実情に応じたがん対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 道は、がん対策を実施するに当たっては、国、市町村、保健医療福祉関係者、教育関係者、事業者、がん患者団体その他関係する機関及び団体と緊密な連携を図らなければならない。

(保健医療福祉関係者の責務)

第5条 保健医療福祉関係者は、基本理念にのっとり、がんの予防、がんの早期発見及びがん医療の推進並びにがん患者等が必要とする介護、相談支援及び情報の提供に努めるとともに、道が実施するがん対策に協力するものとする。

2 がん医療に従事する者は、基本理念にのっとり、医療に関する専門家としての倫理に基づき、がん医療に関する知識及び技能の修得並びにがん医療に関係する者との連携に努め、良質ながん医療を提供するものとする。

(教育関係者の責務)

第6条 教育関係者は、基本理念にのっとり、児童及び生徒ががんに関する理解を深めるための教育の推進に努めるとともに、道が実施するがん対策に協力するものとする。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、従業員ががんを予防し、又は早期に発見することができるよう必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、従業員又はその家族ががん患者となった場合に、当該従業員が勤務を継続しながら、治療を受け、若しくは療養し、又はその家族を看護し、若しくは介護することができるよう必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

3 事業者は、基本理念にのっとり、その管理する施設の利用者について受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。第9条第3号において同じ。）の防止に努めるとともに、道が実施するがん対策に協力するものとする。

(道民の責務)

第8条 道民は、基本理念にのっとり、喫煙、食生活、運動等の生活習慣、ウイ

ルス等の感染、社会環境等が健康に及ぼす影響に係る知識その他のがんに関する正しい知識を持ち、がんの予防に必要な注意を払うよう努めるものとする。

2 道民は、基本理念にのっとり、自ら積極的にがんに係る予防接種及びがん検診を受けるよう努めるものとする。

3 道民は、基本理念にのっとり、自らががんに関する理解を深め、がんに関する取組に対し意見を表明し、又は提案するよう努めるとともに、道が実施するがん対策に協力するものとする。

第2章 がん対策に関する基本的施策

(予防の推進)

第9条 道は、がんの予防を推進するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

(1) 喫煙、食生活、運動等の生活習慣、ウイルス等の感染、社会環境等が健康に及ぼす影響に係る知識その他のがんに関する正しい知識を普及させるための施策

(2) がんに係る予防接種を普及させるための施策

(3) 喫煙者の禁煙を支援し、及び受動喫煙を防止するための施策

(4) 前3号に掲げるもののほか、がんの予防の推進のために必要な施策

(早期発見の推進)

第10条 道は、がんの早期発見を推進するため、がん検診を受診しやすい環境の整備の促進その他のがん検診の受診率を向上させるための施策を講ずるものとする。

2 道は、がん検診の精度管理（がん検診の結果について把握し、点検し、及び評価することをいう。）の充実を図るため、がん検診に従事する者の知識及び技能を向上させるための施策その他必要な施策を講ずるものとする。

(教育の推進)

第11条 道は、学校その他の教育機関において児童及び生徒ががんに関する理解を深めるための教育が行われるよう必要な施策を講ずるものとする。

(女性特有のがんに係る対策の推進)

第12条 道は、女性に特有のがんに係る対策を推進するため、女性に特有のがんに関する道民の理解を深めるための施策、がん検診の受診を促進させるための施策その他必要な施策を講ずるものとする。

(小児がん対策の推進)

第13条 道は、小児がんに係る対策を推進するため、小児がんに関する道民の理解を深めるための施策、医療機関の連携協力体制を整備するための施策その他必要な施策を講ずるものとする。

（難治性がん対策の推進）

第14条 道は、肺がん、^い臓がん、肝臓がんその他の難治性がん（早期発見及び治療が困難ながんをいう。以下この条において同じ。）に係る対策を推進するため、難治性がんに関する道民の理解を深めるための施策、難治性がんに係る研究を促進するための施策その他必要な施策を講ずるものとする。

（がん医療の水準の向上及び均てん化）

第15条 道は、がん医療の水準の向上及び均てん化（がん患者がその居住する地域にかかわらず等しくそのがんの状態に応じた適切ながん医療を受けることをいう。以下この条において同じ。）を図るため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 高度かつ先進的ながん医療を提供する医療機関を整備するための施策
- (2) 専門的ながん医療を提供する医療機関を整備し、及び当該医療機関を中核とした地域における診療の連携協力体制を整備するための施策
- (3) がん患者がその希望に応じた療養生活を送ることのできる体制を整備するための施策
- (4) 前3号に掲げるもののほか、がん医療の水準の向上及び均てん化のために必要な施策

（緩和ケア及び在宅医療の推進）

第16条 道は、保健医療福祉関係者と連携して、緩和ケア（がん患者の身体的若しくは精神的な苦痛又は社会生活上の不安の軽減を主たる目的とする医療、看護その他の行為をいう。以下この項において同じ。）の推進を図るため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) がん患者が治療の初期の段階から緩和ケアを受けることのできる体制を整備するための施策
- (2) 緩和ケアに関する専門的な知識及び技能を有する医療従事者の育成を推進するための施策
- (3) 緩和ケアに関する道民の理解を深めるための施策
- (4) 前3号に掲げるもののほか、緩和ケアの推進のために必要な施策

2 道は、がんに係る在宅医療の推進を図るため、がん患者が住み慣れた地域においてがん患者等の意向を尊重した医療、看護及び介護を受けることができるよう必要な施策を講ずるものとする。

（後遺症対策の推進）

第17条 道は、がんの治療に係る後遺症により日常生活に支障を来している者の療養生活の質の維持向上を図るために必要な施策を講ずるものとする。

（医療従事者の育成及び確保）

第18条 道は、手術、化学療法、放射線療法その他のがん医療に関する専門的な知識及び技能を有する医療従事者の育成及び確保のために必要な施策を講ずるものとする。

（がんに関する情報の提供）

第19条 道は、市町村、医療機関その他関係する機関及び団体と連携し、がん患者等を含む道民に対して、がん医療又はがん患者の療養生活に関する情報その他のがんに関する適切な情報を積極的に提供するものとする。

（がん患者等への支援）

第20条 道は、市町村、事業者、医療機関その他関係する機関及び団体と連携し、がん患者の療養生活の質の維持向上及びがん患者等の社会生活上の不安又は負担の軽減に資するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) がん患者等に対する相談体制の充実を図るための施策
- (2) ピアサポート（がん患者及びがん経験者によるがん患者等に対する相談支援の取組をいう。）及びがん患者団体その他の関係する団体によるがん患者等に対する支援活動を促進するための施策
- (3) がん患者等が社会生活を営む上での不安又は負担の軽減のために必要な支援を行うための施策
- (4) 前3号に掲げるもののほか、がん患者等への支援を推進するために必要な施策

（骨髄移植の推進）

第21条 道は、白血病等の血液がんに対し有効な治療法である骨髄移植を推進するため、保健医療福祉関係者と連携して、骨髄バンク登録（骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としての登録をすることをいう。）が促進されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(がん登録の推進)

第22条 道は、市町村、医療機関その他関係する機関及び団体と連携して、がん対策の企画及び立案並びにがん医療の水準の向上に資するため、がん登録（がん患者のがんの罹患及びその後の経過その他の状況を把握し、及び分析するためにがん患者に係る情報を登録する取組をいう。）を推進するものとする。

2 道は、前項の施策を実施するに当たっては、がん患者の個人情報の保護が適切に行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

(道民運動の推進)

第23条 道は、市町村、保健医療福祉関係者、教育関係者、事業者、がん患者等を含む道民、がん患者団体その他関係する機関及び団体との連携により、道民運動として、がん対策及びがん患者等に対する道民の理解を深めるための活動を推進するものとする。

(研究の促進等)

第24条 道は、研究機関、大学、医療機関等におけるがんに関する研究が促進され、並びに当該研究に関する情報の道民への提供及び公開が適切に行われるよう必要な施策を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第25条 道は、がん対策に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 北海道がん対策推進委員会

(設置)

第26条 北海道におけるがん対策の推進を図るため、知事の附属機関として、北海道がん対策推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第27条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) がん対策基本法（平成18年法律第98号）第11条第1項に規定するがん対策の推進に関する計画の策定又は変更について調査審議すること。

(2) 知事の諮問に応じ、がん対策の推進に関する重要事項を調査審議すること。

2 委員会は、がん対策の推進に関し、知事に意見を述べることができる。

(組織)

第28条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

(委員及び特別委員)

第29条 委員及び特別委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

(1) がん患者等又はがん経験者

(2) 学識経験を有する者

(3) 保健医療福祉関係者

(4) 教育関係者

(5) 報道関係者

(6) 事業者

(7) 市町村の職員

(8) 前各号に掲げる者のほか、知事が適当と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第30条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第31条 委員会の会議は、会長が招集する。

2 委員会は、委員及び議事に関係のある特別委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門部会)

第32条 委員会は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、委員会から付託された事項について調査審議するものとする。
- 3 専門部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。
- 4 専門部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。
(会長への委任)

第33条 この章に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過すると共に、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

北海道障害児通所給付費等不服審査会の設置等に関する条例をここに公布する。
平成24年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第11号

北海道障害児通所給付費等不服審査会の設置等に関する条例
(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条の5の5第2項において準用する障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「準用障害者自立支援法」という。）第98条第1項及び第2項並びに第104条並びに児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第44条の8の規定に基づき、北海道障害児通所給付費等不服審査会（以下「不服審査会」という。）の設置並びに組織及び運営並びに診断等をさせた医師等に対する報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 準用障害者自立支援法第98条第1項の規定に基づき、知事の諮問に応じ、児童福祉法第56条の5の5第1項の審査請求の事件を取り扱わせるため、知事の附属機関として、不服審査会を置く。

(委員の定数)

第3条 準用障害者自立支援法第98条第2項の条例で定める員数は、10人以内と

する。

(診断等をさせた医師等に対する報酬等)

第4条 準用障害者自立支援法第103条の規定により知事が診断その他の調査(以下「診断等」という。)をさせた医師その他知事が指定する者に対し支給する報酬の額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。

- (1) 医師 健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項の規定による厚生労働大臣の定めにより算定した費用の額を勘案して知事が定める額
 - (2) その他知事が指定する者 北海道特別職職員の給与等に関する条例（昭和31年北海道条例第64号）別表第2に規定する附属機関のその他構成員の報酬額
- 2 前項の医師その他知事が指定する者に係る当該診断等のために必要な経費は、その実費を弁償することができる。

(規則への委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、不服審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

北海道地域商業の活性化に関する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第12号

北海道地域商業の活性化に関する条例

目次

前文

第1章 総則（第1条－第8条）

第2章 地域商業の活性化に関する基本的施策（第9条－第17条）

第3章 特定小売事業施設に関する手続

第1節 特定小売事業施設の新設等に係る手続（第18条－第24条）

第2節 地域貢献活動計画の提出等（第25条－第33条）

第3節 特定小売事業施設の撤退に係る手続等（第34条・第35条）

第4章 雑則（第36条・第37条）

第5章 罰則（第38条・第39条）

附則

本道の地域商業は、事業活動を通じた地域経済の発展や雇用機会の創出とともに、地域住民の消費活動を支え、人々が集い、交流する場として、道民の暮らしと密接な関わりを有しながら、地域社会の発展に寄与してきた。

しかしながら、近時の地域商業を取り巻く環境は、景気の低迷や人口の減少傾向、少子高齢化の進行に伴い、事業所数や販売額の減少、中心市街地における商業機能の低下等による空洞化など厳しい状況となっている。

こうした状況の中で、今後見込まれる一層の高齢化の進行や消費者の購買意識の変化に対応し得る地域商業としての変革が求められていることから、地域商業の活性化を促し、地域の実態に応じた取組の強化を図ることが、今後の地域経済や地域社会の発展にとって極めて重要である。

このような考え方に立って、地域商業の活性化に関する施策を総合的に推進し、地域商業がこれまで担ってきた役割の維持強化を図ることにより、安定した道民の消費生活並びに活力ある地域経済及び地域社会を次代に引き継いでいくため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地域商業の活性化に関し、基本理念を定め、並びに道、事業者、小売事業施設設置者及び商工関係団体の責務並びに道民の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項、特定小売事業施設に関する手続その他必要な事項を定めることにより、地域商業の活性化に関する施策を総合的に推進し、もって道民生活の持続的な安定並びに地域経済及び地域社会の活性化に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域商業の活性化 地域における商業機能を維持し、及び強化することを行う。
- (2) 小売事業施設 一の建物（一の建物として規則で定めるものを含む。）で

あって、その全部又は一部が小売業（大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第1項に規定する小売業をいう。以下同じ。）を行うための店舗の用に供される施設をいう。

- (3) 特定小売事業施設 小売事業施設であって、その施設内の店舗面積（大規模小売店舗立地法第2条第1項に規定する店舗面積をいう。第18条第1項第5号において同じ。）の合計が規則で定める面積を超えるものをいう。
- (4) 小売事業施設設置者 小売事業施設を設置し、又は設置しようとする者をいう。

（基本理念）

第3条 地域商業の活性化は、地域商業が地域経済及び地域におけるまちづくりの中核として、道民の暮らし及び消費活動を支える基盤として、並びに道民が相互に交流する場として、地域社会に重要な役割を担っていることに鑑み、総合的に推進されなければならない。

2 地域商業の活性化は、地域における事業者、小売事業施設設置者、商工関係団体及び道民（以下「地域関係者」という。）の創意及び主体性が発揮され、地域の実態に応じた持続的な取組により推進されなければならない。

3 地域商業の活性化は、道、市町村及び地域関係者の適切な役割分担による協働により推進されなければならない。

4 地域商業の活性化は、地域におけるまちづくりについて十分配慮して推進されなければならない。

（道の責務）

第4条 道は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）のっとり、地域商業の活性化に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 道は、前項の施策を実施するに当たっては、国、市町村及び地域関係者と緊密な連携を図らなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念のっとり、その事業活動に関し、地域商業の活性化に向けた取組を積極的に行うものとする。

2 事業者は、前項の取組に際しては、地域におけるまちづくりの推進に寄与する活動（以下「地域貢献活動」という。）を積極的に行うものとする。

3 事業者は、基本理念にのっとり、道又は市町村が実施する地域商業の活性化に関する施策（以下「道等の施策」という。）及び商工関係団体が行う地域商業の活性化に向けた取組に協力するものとする。

（小売事業施設設置者の責務）

第6条 小売事業施設設置者は、基本理念にのっとり、地域におけるまちづくりに配慮した店舗の配置及び運営を行うものとする。

2 小売事業施設設置者は、基本理念にのっとり、地域貢献活動を積極的に行うものとする。

3 小売事業施設設置者は、基本理念にのっとり、道等の施策及び商工関係団体が行う地域商業の活性化に向けた取組に協力するものとする。

（商工関係団体の責務）

第7条 商工関係団体は、基本理念にのっとり、地域商業の活性化に向けた取組を積極的に行うものとする。

2 商工関係団体は、前項の取組に際しては、地域貢献活動を積極的に行うものとする。

3 商工関係団体は、基本理念にのっとり、道等の施策に協力するものとする。
（道民の役割）

第8条 道民は、基本理念にのっとり、道等の施策に協力するものとする。

2 道民は、基本理念にのっとり、事業者、小売事業施設設置者又は商工関係団体が行う地域商業の活性化に向けた取組に参画するよう努めるものとする。

第2章 地域商業の活性化に関する基本的施策

（取組指針の策定）

第9条 知事は、地域商業の活性化に向けた具体的な取組の方向性を示す指針（以下この条において「取組指針」という。）を策定するものとする。

2 知事は、取組指針を策定するに当たっては、あらかじめ、道民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

3 知事は、取組指針を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、取組指針の変更について準用する。

（地域貢献活動指針の策定）

第10条 知事は、事業者、小売事業施設設置者又は商工関係団体が行う地域貢献

活動に関する指針（以下「地域貢献活動指針」という。）を策定するものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、地域貢献活動指針の策定及び変更について準用する。

（市町村に対する支援）

第11条 道は、市町村が地域商業の活性化に関する施策を策定し、及び実施しようとする場合には、助言その他の必要な支援を行うものとする。

（地域関係者の取組の促進）

第12条 道は、地域関係者が密接な連携を図りながら行う地域商業の活性化に向けた自主的かつ積極的な取組を促進するため、必要な支援を行うものとする。

（調査研究の推進）

第13条 道は、地域商業の活性化に向けた地域関係者の取組を促進するため、地域商業の活性化に関し必要な調査研究を行うものとする。

（情報の提供）

第14条 道は、地域商業の活性化に向けた地域関係者の取組を促進するため、必要な情報を収集し、これらの情報を適切に提供するものとする。

（優良事例の公表等）

第15条 道は、地域商業の活性化に関して優れた取組について、公表その他の必要な措置を講ずるものとする。

（推進体制の整備）

第16条 道は、地域商業の活性化に関する施策を総合的に推進するため、必要な体制を整備するものとする。

（財政上の措置）

第17条 道は、地域商業の活性化に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 特定小売事業施設に関する手続

第1節 特定小売事業施設の新設等に係る手続

（新設の届出）

第18条 特定小売事業施設の新設（建物の床面積を変更し、又は既存の建物の全部若しくは一部の用途を変更することにより特定小売事業施設となる場合を含む。以下同じ。）をする者（小売業を行うための店舗以外の用に供し又は供さ

せるためその建物の一部の新設をする者があるときはその者を除くものとし、小売業を行うための店舗の用に供し又は供させるためその建物の一部を新設する者又は設置している者があるときはその者を含む。以下同じ。）は、規則で定めるところにより、あらかじめ、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 特定小売事業施設の名称
- (2) 特定小売事業施設の所在地及び敷地面積
- (3) 特定小売事業施設を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- (4) 特定小売事業施設として営業を開始する日
- (5) 特定小売事業施設内の店舗面積の合計及び特定小売事業施設の延べ床面積
- (6) 特定小売事業施設の新設の予定地の開発行為（土地の区画形質の変更をいう。）及び特定小売事業施設に係る新築、増築、改築又は用途の変更の着手予定日
- (7) 特定小売事業施設の集客予定数及び集客を予定している区域並びにそれらの根拠
- (8) 地域貢献活動の実施に係る基本方針

- 2 前項の規定による届出には、規則で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。
- 3 第1項の規定による届出は、特定小売事業施設の新設をする日（当該新設について法令の規定による許可、認可その他の処分で規則で定めるもの（以下「許可等」という。）を要することとされているときは、当該許可等に係る申請その他の手続を開始する日）の3月前までに行うよう努めなければならない。
- 4 知事は、第1項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出の内容を関係市町村（立地市町村（特定小売事業施設の所在地の属する市町村をいう。以下同じ。）、立地市町村に隣接する市町村その他規則で定める市町村をいう。以下同じ。）の長に通知するとともに、その概要を公表するものとする。
- 5 第1項の規定は、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第36条第1項に規定する第一種大規模小売店舗立地法特例区域及び同法第55条第1項に規定する第二種大規模小売店舗立地法特例区域の区域内における特定小売事業施設の新設については、適用しない。

（変更の届出等）

第19条 前条第1項の規定による届出があった特定小売事業施設について、その新設をする日までの間に、当該届出に係る同項各号に掲げる事項の変更（同項第5号に掲げる事項の変更にあつては、規則で定める軽微な変更に限る。）をしたときは、同項の規定による届出をした者（以下「新設届出者」という。）は、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

- 2 前条第1項の規定による届出があった特定小売事業施設について、その新設をする日までの間に、当該届出に係る同項第5号に掲げる事項の変更（前項の規則で定める軽微な変更を除く。）をするときは、新設届出者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。
- 3 前条第1項の規定による届出があった特定小売事業施設について、その新設をしないこととしたときは、新設届出者は、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。
- 4 第1項又は第2項の規定による届出には、規則で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。
- 5 前条第3項の規定は第2項の規定による届出について、同条第4項の規定は第1項又は第2項の規定による届出について準用する。この場合において、同条第3項中「特定小売事業施設の新設」とあるのは「当該届出に係る変更」と、「当該新設」とあるのは「当該変更」と読み替えるものとする。
（出店計画説明会の開催）

第20条 新設届出者又は前条第2項の規定による届出をした者（以下「新設届出者等」という。）は、規則で定めるところにより、第18条第1項又は前条第2項の規定による届出をした日から1月以内に、立地市町村の区域内において、当該届出の内容を周知させるための説明会（以下「出店計画説明会」という。）を開催しなければならない。

- 2 新設届出者等は、関係市町村（立地市町村を除く。）の長から出店計画説明会の開催を求められたときは、当該市町村の区域内において、これを開催するよう努めるものとする。
- 3 新設届出者等は、出店計画説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、規則で定めるところにより、これらの事項を当該出店計画

説明会の開催を予定する日の1週間前までに知事及び関係市町村の長に通知するとともに、公表しなければならない。

4 新設届出者等は、出店計画説明会の終了後、規則で定めるところにより、遅滞なく、当該出店計画説明会で述べられた意見の概要及び当該意見についての見解を知事に報告しなければならない。

5 知事は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、当該報告の概要を公表するものとする。

(新設等の届出に係る市町村の長の意見等)

第21条 知事は、第18条第4項(第19条第5項において準用する場合(同条第2項の規定による届出があった場合に限る。))を含む。次項において同じ。)の規定による公表の日から1月以内に、関係市町村の長に、当該公表に係る届出の内容について、中心市街地の活性化等(市町村の中心の市街地又はこれに準ずる地域の活性化及び市町村が策定したまちづくりに関する計画との整合性の確保をいう。以下同じ。)の見地からの意見及びその理由を聴かなければならない。

2 関係市町村の住民等(当該市町村の区域内に居住する者、当該市町村において事業活動を行う者及び当該市町村に存する団体をいう。第28条第2項において同じ。)は、第18条第4項の規定による公表の日から1月以内に、知事に対し、当該公表に係る届出の内容について、中心市街地の活性化等の見地からの意見を述べることができる。

3 知事は、第1項の規定による意見の聴取をしたとき、又は前項の規定による意見の陳述があったときは、速やかに、当該聴取した意見又は当該陳述があった意見の概要を公表するものとする。

4 知事は、前項の規定による公表をしたときは、速やかに、第1項の規定により聴取した意見及び第2項の規定により陳述があった意見を新設届出者等に通知するものとする。

(新設等の届出に係る知事の意見等)

第22条 知事は、第18条第1項又は第19条第2項の規定による届出があった日から3月以内に、前条第1項の規定により聴取した意見及び同条第2項の規定により陳述があった意見を勘案して、新設届出者等に対し、当該届出の内容について、中心市街地の活性化等の見地からの意見を有する場合には当該意見を書

面により述べるものとし、意見を有しない場合にはその旨を通知するものとする。

2 知事は、前項の規定により意見を述べた場合にあっては当該意見の概要を、同項の規定により意見を有しない旨を通知した場合にあってはその旨を、速やかに、公表するものとする。

3 新設届出者等は、第1項の規定により知事が意見を述べたときは、遅滞なく、当該意見についての対応及びその理由を知事に報告しなければならない。

4 知事は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、当該報告の概要を公表するものとする。

(勧告及び公表)

第23条 知事は、前条第3項の規定による報告の内容が同条第1項の規定により知事が述べた意見を適正に反映しておらず、かつ、当該特定小売事業施設の新設がなされることが中心市街地の活性化等に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該報告を受けた日から2月以内に、新設届出者等に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告をしたときは、速やかに、当該勧告の内容を公表するものとする。

3 新設届出者等は、第1項の規定による勧告を受けたときは、遅滞なく、当該勧告についての対応及びその理由を知事に報告しなければならない。

4 知事は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、当該報告の概要を公表するものとする。

5 知事は、第1項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなく、当該勧告に従わなかったとき、又は第3項の規定による報告をしなかったときは、その旨を公表することができる。

6 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該公表しようとする者に、意見を述べる機会を与えなければならない。

(工事着手の制限)

第24条 新設届出者等は、次項各号に掲げる場合を除き、当該届出をした日から3月を経過した日以後でなければ、当該特定小売事業施設の新設(第19条第2項の規定による届出をした者にあっては、当該届出に係る変更。以下この条において同じ。)に係る工事に着手してはならない。

2 新設届出者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日以後でなければ、当該特定小売事業施設の新設に係る工事に着手してはならない。

(1) 第22条第1項の規定により知事が意見を述べた場合 同条第3項の規定による報告をした日から2月を経過した日

(2) 第22条第1項の規定により知事が意見を有しない旨の通知をした場合 当該通知の日

3 知事は、新設届出者等が前2項の規定に違反して正当な理由がなく当該特定小売事業施設の新設に係る工事に着手したときは、当該新設届出者等に対し、当該工事の中止を勧告することができる。

4 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。この場合において、前条第6項の規定を準用する。

第2節 地域貢献活動計画の提出等

(地域貢献活動計画の提出)

第25条 特定小売事業施設の新設をする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、地域貢献活動指針にのっとり、地域貢献活動の実施に関する計画（以下「地域貢献活動計画」という。）を作成し、これを知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による地域貢献活動計画の提出は、当該特定小売事業施設の新設をする日の3月前までに行うよう努めなければならない。

3 知事は、第1項の規定による地域貢献活動計画の提出があったときは、速やかに、これを関係市町村の長に通知するとともに、その概要を公表するものとする。

(地域貢献活動計画の作成に当たって配慮する事項)

第26条 特定小売事業施設の新設をする者は、地域貢献活動計画の作成に当たっては、次条第3項に規定する場合を除き、第20条第1項の規定により開催した出店計画説明会において述べられた意見及び第21条第4項の規定による通知に係る意見のうち地域貢献活動の実施に係る基本方針に関するものに配慮するものとする。

(地域貢献計画説明会の開催)

第27条 第25条第1項の規定により地域貢献活動計画を提出した者（以下「計画提出者」という。）は、規則で定めるところにより、その提出をした日から1月以内に、立地市町村の区域内において、当該地域貢献活動計画の内容を周知させるための説明会（以下この条において「地域貢献計画説明会」という。）を開催しなければならない。

2 計画提出者は、関係市町村（立地市町村を除く。）の長から地域貢献計画説明会の開催を求められたときは、当該市町村の区域内において、これを開催するよう努めるものとする。

3 前2項の場合において、第25条第1項の規定による地域貢献活動計画の提出が第18条第1項又は第19条第2項の規定による届出と同時になされたときは、地域貢献計画説明会を出店計画説明会と併せて開催することができる。

4 第20条第3項から第5項までの規定は、第1項又は第2項の規定により地域貢献計画説明会を開催する場合について準用する。

(地域貢献活動計画に係る市町村の長の意見等)

第28条 知事は、第25条第3項の規定による公表の日から1月以内に、関係市町村の長に、当該公表に係る地域貢献活動計画の内容について、中心市街地の活性化等の見地からの意見及びその理由を聴かなければならない。

2 関係市町村の住民等は、第25条第3項の規定による公表の日から1月以内に、知事に対し、当該公表に係る地域貢献活動計画の内容について、中心市街地の活性化等の見地からの意見を述べることができる。

3 第21条第3項及び第4項の規定は、第1項の規定により聴取した意見及び前項の規定により陳述があった意見について準用する。

(地域貢献活動計画に係る知事の意見等)

第29条 知事は、第25条第1項の規定による地域貢献活動計画の提出があった日から3月以内に、前条第1項の規定により聴取した意見及び同条第2項の規定により陳述があった意見を勘案して、計画提出者に対し、当該地域貢献活動計画の内容について、中心市街地の活性化等の見地からの意見を有する場合には当該意見を書面により述べるものとし、意見を有しない場合にはその旨を通知するものとする。

2 第22条第2項から第4項までの規定は、前項の規定による知事の意見の陳述及び意見を有しない旨の通知について準用する。

(地域貢献活動計画の変更)

第30条 計画提出者は、当該地域貢献活動計画を変更したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、変更後の地域貢献活動計画を知事に提出しなければならない。

2 第25条第3項の規定は、前項の規定による変更後の地域貢献活動計画の提出があった場合について準用する。

(地域貢献活動計画の公表)

第31条 計画提出者は、当該地域貢献活動計画を、当該特定小売事業施設の公衆の見やすい場所への掲示、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

(地域貢献活動実施状況の報告)

第32条 計画提出者は、規則で定めるところにより、毎事業年度（特定小売事業施設の新設をした日の属する事業年度を除く。）の開始後遅滞なく、前事業年度における地域貢献活動の実施の状況（以下この条において「地域貢献活動実施状況」という。）を知事に報告しなければならない。ただし、当該特定小売事業施設が特定小売事業施設に該当しなくなったときは、この限りでない。

2 知事は、前項の規定による報告があったときは、速やかに、当該報告の概要を公表するものとする。

3 計画提出者は、地域貢献活動実施状況を、当該特定小売事業施設の公衆の見やすい場所への掲示、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

4 計画提出者は、関係市町村の長から地域貢献活動実施状況に関する説明会の開催を求められたときは、これを開催するよう努めるものとする。

(地域貢献活動に関する協定)

第33条 計画提出者は、関係市町村の長から地域貢献活動に関する協定の締結を求められたときは、当該協定を締結するよう努めるものとする。

2 計画提出者は、前項の協定を締結したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その内容を公表するとともに、当該協定の写しを知事に提出するものとする。

第3節 特定小売事業施設の撤退に係る手続等

(撤退に係る手続)

第34条 特定小売事業施設を設置している者は、当該特定小売事業施設の撤退（特定小売事業施設内の小売業を行うための店舗の全部を廃止することをいう。以下同じ。）を決定したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、当該撤退及びその後の対応の内容を記載した書類を、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による特定小売事業施設の撤退に関する書類の提出があったときは、速やかに、当該撤退及びその後の対応の内容を関係市町村の長に通知するとともに、その概要を公表するものとする。

3 第1項の規定により特定小売事業施設の撤退に関する書類の提出をした者（以下「撤退事業者」という。）は、当該撤退及びその後の対応の内容を、当該特定小売事業施設の公衆の見やすい場所への掲示、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

4 撤退事業者は、関係市町村の長から当該特定小売事業施設の撤退に関する説明会の開催を求められたときは、これを開催するよう努めるものとする。

5 第1項の場合において、特定小売事業施設を設置している者が正当な理由がなく同項の規定による書類の提出をしないときは、知事は、その者に対し、相当の期間を定めて、当該書類の提出をすべきことを勧告することができる。

6 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が同項の期間内に当該書類の提出をしないときは、その旨を公表することができる。この場合において、第23条第6項の規定を準用する。

(撤退における対応)

第35条 撤退事業者は、当該撤退により失業者の発生及び買物の利便性の低下を招くことのないよう後継店舗（撤退後の施設において他の事業者により引き続き設置される店舗をいう。）の早期の確保に努めるものとする。

2 撤退事業者は、当該撤退後の施設を閉鎖する場合は、周辺の環境及び景観の悪化をもたらすことがないよう当該施設の適切な管理に努めるものとする。

第4章 雑則

(報告又は資料の提出)

第36条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、新設届出者等、計画提出者又は撤退事業者に対して報告又は資料の提出を求めることができる。

(規則への委任)

第37条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

第38条 第18条第1項又は第19条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、20万円以下の罰金に処する。

第39条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第3章、第4章（第36条に限る。）及び第5章並びに次項から附則第5項までの規定は、同年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 前項ただし書に規定する規定の施行の際現に許可等に係る申請その他の手続又は第18条第1項の規定による届出に類する手続として知事が定めるものが行われている特定小売事業施設の新設については、同項の規定は、適用しない。

3 前項に規定する特定小売事業施設の新設をする者については、第25条第1項中「あらかじめ、地域貢献活動指針」とあるのは「地域貢献活動指針」と、同条第2項中「3月前までに行うよう努めなければ」とあるのは「属する事業年度の終了後遅滞なく、行わなければ」と、第32条第1項中「属する事業年度」とあるのは「属する事業年度及び翌事業年度」とし、第26条の規定は、適用しない。

4 附則第1項ただし書に規定する規定の施行の際現に特定小売事業施設を設置している者は、規則で定めるところにより、当該規定の施行の日の属する事業年度の終了後遅滞なく、地域貢献活動指針にのっとり、地域貢献活動計画を作成し、これを知事に提出しなければならない。この場合において、知事は、当該地域貢献活動計画を関係市町村の長に通知するとともに、その概要を公表するものとする。

5 第30条から第33条まで及び第36条の規定は、前項の規定により地域貢献活動計画を提出した者について準用する。この場合において、第32条第1項中「特

定小売事業施設の新設をした日の属する事業年度」とあるのは、「附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日の属する事業年度及び翌事業年度」と読み替えるものとする。

(検討)

6 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

北海道教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第13号

北海道教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第24条の2第1項の規定に基づき、北海道教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例を定めるものとする。

(職務権限の特例)

第2条 次に掲げる教育に関する事務は、知事が管理し、及び執行することとする。

(1) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。)

(2) 文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）。)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際第2条各号に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は教育委員会規則（以下この項において「法令等」という。）の規定により北海道教育委員会がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの

条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により北海道教育委員会に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては知事が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、知事のした処分その他の行為又は知事に対してなされた申請その他の行為とみなす。

（北海道立体育センター条例の一部改正）

- 3 北海道立体育センター条例（昭和55年北海道条例第55号）の一部を次のように改正する。

第5条から第8条までの規定中「教育委員会」を「知事」に改める。

第12条第1項第1号中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第15条（見出しを含む。）中「教育委員会」を「知事」に改める。

第16条（見出しを含む。）中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

（北海道立体育センター条例の一部改正に伴う経過措置）

- 4 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の北海道立体育センター条例第9条第1項の承認（同条例第11条第1項の承認を含む。）を受けている者に対する当該承認の取消し又はその利用の制限若しくは停止に関しては、この条例の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。

（北海道文化振興条例の一部改正）

- 5 北海道文化振興条例（平成6年北海道条例第31号）の一部を次のように改正する。

第17条中「及び北海道教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を削る。

第18条中「又は教育委員会」を削る。

第20条第1項後段を削る。

（北海道スポーツ推進審議会条例の一部改正）

- 6 北海道スポーツ推進審議会条例（平成23年北海道条例第51号）の一部を次のように改正する。

第1条中「北海道教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「知事」に改める。

第2条中「教育委員会」を「知事」に改める。

第4条第1項中「教育委員会が」を「知事が」に改め、後段を削る。

（北海道スポーツ推進審議会条例の一部改正に伴う経過措置）

- 7 この条例の施行の際現に従前の北海道スポーツ推進審議会の委員である者は、施行日に、前項の規定による改正後の北海道スポーツ推進審議会条例（以下「改正後の条例」という。）第4条第1項の規定により北海道スポーツ推進審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、改正後の条例第4条第2項の規定にかかわらず、平成25年11月1日までとする。

- 8 この条例の施行の際現に従前の北海道スポーツ推進審議会の会長又は副会長である者は、施行日に、改正後の条例第5条第2項の規定により北海道スポーツ推進審議会の会長又は副会長として互選されたものとみなす。

北海道知事等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第14号

北海道知事等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

（北海道知事等の給与等に関する条例の一部改正）

- 第1条 北海道知事等の給与等に関する条例（昭和22年北海道条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則第12項及び第13項を次のように改める。

- 12 知事等の給料月額、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に限り、第3条第1項の規定にかかわらず、同項に定める額に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同項に定める額とする。

(1) 知事 100分の75

(2) 副知事 100分の80

- 13 知事等（第4条第1項後段に規定する者を含む。）に係る平成24年6月から平成26年12月までの期末手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による額に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 知事 100分の75

(2) 副知事 100分の80

(北海道特別職職員の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 北海道特別職職員の給与等に関する条例(昭和31年北海道条例第64号)の一部を次のように改正する。

附則に次の3項を加える。

15 常勤の委員の給料月額、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に限り、別表第1の規定にかかわらず、同表に定める額に100分の90を乗じて得た額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同表に定める額とする。

16 常勤の委員(第2条第3項後段に規定する者を含む。)に係る平成24年6月から平成26年12月までの期末手当の額は、同条第4項の規定にかかわらず、同項の規定による額に100分の85を乗じて得た額とする。

17 非常勤の委員等のうち、第1条第1号から第11号までに掲げる者の報酬額(月額で定められているものに限る。)は、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に限り、別表第2の規定にかかわらず、同表に定める額に100分の91を乗じて得た額とする。

(北海道知事等の退職手当に関する条例の一部改正)

第3条 北海道知事等の退職手当に関する条例(昭和62年北海道条例第20号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

6 知事等が平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に退職した場合における退職手当の額は、第3条の規定にかかわらず、同条の規定による額に100分の90を乗じて得た額とする。この場合において、退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、北海道知事等の給与等に関する条例附則第12項、北海道特別職職員の給与等に関する条例附則第15項及び北海道公営企業管理者の給与等に関する条例附則第13項の規定の適用がないものとした場合の額とする。

(北海道公営企業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第4条 北海道公営企業管理者の給与等に関する条例(昭和42年北海道条例第6号)の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

13 管理者の給料月額は、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に

限り、第2条の規定にかかわらず、同条に定める額に100分の90を乗じて得た額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同条に定める額とする。

14 管理者(北海道知事等の給与等に関する条例第4条第1項前段に規定する基準日前1月以内に管理者を退任した者を含む。)に係る平成24年6月から平成26年12月までの期末手当の額は、第3条の規定にかかわらず、同条例附則第13項の規定の適用がないものとした場合の同条の規定による額に100分の85を乗じて得た額とする。

(北海道教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第5条 北海道教育委員会教育長の給与等に関する条例(昭和32年北海道条例第89号)の一部を次のように改正する。

附則に次の3項を加える。

15 教育長の給料月額は、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に限り、第3条第1項の規定にかかわらず、同項に定める額に100分の85を乗じて得た額とする。ただし、期末手当及び退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同項に定める額とする。

16 教育長(第4条第1項後段に規定する者を含む。)に係る平成24年6月から平成26年12月までの期末手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による額に100分の82を乗じて得た額とする。

17 教育長が平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に退職した場合における退職手当の額は、第5条の規定にかかわらず、同条の規定による額に100分の90を乗じて得た額とする。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第15号

北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(北海道職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第2号中「会費、」を「会費並びに」に改め、「取り扱う」の次に「貸付金に係る償還金及び利息、」を加え、「保険料及び」を「保険料並びに」に改める。

第10条の4を次のように改める。

第10条の4 削除

第11条第4項中「職員以外の地方公務員等」を「職員以外の地方公務員、国家公務員又は地方公社、沖縄振興開発金融公庫その他その業務が道若しくは国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事委員会規則で定めるものに使用される者（以下「職員以外の地方公務員等」という。）」に改める。

第20条の4第2項中「第10条の2」の次に「、第10条の3、第10条の5」を加え、同条第3項中「から第10条の5まで」を「、第10条の5」に改める。

附則に次の4項を加える。

37 給料月額、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に限り、第4条及び第5条（第2項、第3項、第5項及び第10項にあっては、育児休業条例第15条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）並びに附則第29項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額に、次の表の職員の区分及び期間の区分に応じ同表に掲げる割合を乗じて得た額とする。ただし、手当の額及び第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料月額、第8条に規定する給料の調整額に係る給料月額並びに附則第29項の規定により給与から減ずる額及び附則第32項に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料月額は、第4条及び第5条の規定により定められる額とする。

職員の区分	期間の区分		
	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
1 規則で定める管理職員及び当該管理職員と	100分の91	100分の91	100分の91

の権衡上必要があると認められるものとして任命権者が別に定める職員			
2 前号の規則で定める管理職員以外の管理職員及び当該管理職員との権衡上必要があると認められるものとして任命権者が別に定める職員	100分の91	100分の91.3	100分の91.6
3 30歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある職員（前2号に掲げる職員を除く。）	100分の96	100分の96	100分の96
4 前3号に掲げる職員以外の職員	100分の95.2	100分の95.5	100分の95.8

38 管理職手当の月額、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に限り、第17条の2第2項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額に100分の80を乗じて得た額とする。ただし、地域手当の月額の算出の基礎となる管理職手当の月額は、同項の規定により定められる額とする。

39 平成24年6月から平成26年12月までの期末手当基礎額及び勤勉手当基礎額並びに附則第29項の規定により期末手当及び勤勉手当から減ずる額については、第19条第5項（第19条の4第4項において準用する場合及び育児休業条例第15条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに附則第29項第3号及び第4号中「割合を乗じて得た額（）」とあるのは、「割合を乗じて得た額に4分の3（附則第37項の表第1号及び第2号に掲げる職員にあっては、3分の2）を乗じて得た額（）」とする。

40 附則第37項及び前項の規定は、本務として医療業務に従事する医師である

職員であって北海道立診療所条例第2条に規定する診療所又は北海道病院事業条例第2条に規定する病院（北海道立子ども総合医療・療育センターを除く。）に勤務するもの（管理職員を除く。）には、適用しない。

（北海道職員等の育児休業等に関する条例の一部改正）

第2条 北海道職員等の育児休業等に関する条例（平成4年北海道条例第3号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「から第10条の5まで」を「、第10条の5」に改める。

附則第8項中「平成20年4月1日から平成24年3月31日」を「平成24年4月1日から平成27年3月31日」に、「附則第11項」を「附則第10項」に、「附則第14項」を「附則第13項」に、「附則第17項」を「附則第16項」に、「100分の92.5（道職員給与条例第17条の2第1項、学校職員給与条例第10条の3第1項（市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。）及び警察職員給与条例第19条の2第1項に規定する管理職員にあっては、100分の91）」を「、次の表の職員の区分及び期間の区分に応じ同表に掲げる割合」に改め、同項に次の表を加える。

職員の区分	期間の区分		
	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
1 道職員給与条例附則第37項の表第1号、学校職員給与条例附則第35項の表第1号（市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。）及び警察職員給与条例附則第36項の表第1号に掲げる職員	100分の91	100分の91	100分の91
2 道職員給与条例附則	100分の91	100分の91.3	100分の91.6

第37項の表第2号、学校職員給与条例附則第35項の表第2号（市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。）及び警察職員給与条例附則第36項の表第2号に掲げる職員

3 30歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある職員（前2号に掲げる職員を除く。）	100分の96	100分の96	100分の96
4 前3号に掲げる職員以外の職員	100分の95.2	100分の95.5	100分の95.8

附則中第9項を削り、第10項を第9項とし、第11項から第18項までを1項ずつ繰り上げる。

（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

第3条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年北海道条例第121号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

9 給料月額、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に限り、第5条第1項から第4項まで（第3項及び第4項にあっては、北海道職員等の育児休業等に関する条例第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第6項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額に、次の表の職員の区分及び期間の区分に応じ同表に掲げる割合を乗じて得た額とする。ただし、任期付研究員業績手当の額並びに道職員給与条例の規定に基づく手当の額及び道職員給与条例第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額並びに警察職員給与条例の規定に基づく手

当の額及び警察職員給与条例第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料月額、第5条第1項から第4項まで及び第6項の規定により定められる額とする。

職員の区分	期間の区分		
	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
1 30歳に達する日以後の最初の3月31までの間にある職員	100分の96	100分の96	100分の96
2 前号に掲げる職員以外の職員	100分の95.2	100分の95.5	100分の95.8

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第4条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年北海道条例第67号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「から第10条の5まで」を「、第10条の5」に改める。
附則に次の2項を加える。

15 特定任期付職員の給料月額は、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に限り、第7条第1項から第3項まで（第2項及び第3項にあっては、育児休業条例第18条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第5項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額に、次の表の職員の区分及び期間の区分に応じ同表に掲げる割合を乗じて得た額とする。ただし、特定任期付職員業績手当並びに道職員給与条例の規定に基づく手当、学校職員給与条例の規定（市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。）に基づく手当及び警察職員給与条例の規定に基づく手当の額の算出の基礎となる給料月額は、第7条第1項から第3項まで及び第5項の規定により定められる額とする。

職員の区分	期間の区分		
	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

	から平成25年3月31日まで	から平成26年3月31日まで	から平成27年3月31日まで
1 30歳に達する日以後の最初の3月31までの間にある職員	100分の96	100分の96	100分の96
2 前号に掲げる職員以外の職員	100分の95.2	100分の95.5	100分の95.8

16 第3条任期付職員及び任期付短時間勤務職員の給料月額は、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に限り、第8条（第1項にあっては、育児休業条例第18条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定にかかわらず、第8条の規定により定められる額に、次の表の職員の区分及び期間の区分に応じ同表に掲げる割合を乗じて得た額とする。ただし、道職員給与条例の規定に基づく手当の額及び道職員給与条例第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料月額並びに道職員給与条例第8条に規定する給料の調整額に係る給料月額、学校職員給与条例の規定（市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。）に基づく手当の額及び学校職員給与条例第18条（市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。）に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料月額並びに学校職員給与条例第9条（市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。）に規定する給料の調整額に係る給料月額並びに警察職員給与条例の規定に基づく手当の額及び警察職員給与条例第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料月額並びに警察職員給与条例第9条に規定する給料の調整額に係る給料月額は、第8条の規定により定められる額とする。

職員の区分	期間の区分		
	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

1 道職員給与条例附則第37項の表第1号、学校職員給与条例附則第35項の表第1号（市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。）及び警察職員給与条例附則第36項の表第1号に掲げる職員	100分の91	100分の91	100分の91
2 道職員給与条例附則第37項の表第2号、学校職員給与条例附則第35項の表第2号（市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。）及び警察職員給与条例附則第36項の表第2号に掲げる職員	100分の91	100分の91.3	100分の91.6
3 30歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある職員（前2号に掲げる職員を除く。）	100分の96	100分の96	100分の96
4 前3号に掲げる職員以外の職員	100分の95.2	100分の95.5	100分の95.8

附 則

（施行期日）

- この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

- この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日において第1条の規定による改正前の北海道職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第10条の4の規定の適用を受けている職員（同日における地域手当の支給の状況等を考慮して任命権者が別に定める職員に限る。）に対する当該適用に係る異動等又は在勤に係る地域手当の支給については、なお従前の例による。
- 施行日の前日において改正前の条例第10条の2の規定の適用を受けている職員（同条第2項第1号から第3号までの級地に係る地域手当の支給を受けている職員に限る。）が施行日から平成27年3月31日までの間においてその在勤する地域若しくは部局を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する部局が移転した場合における当該職員に対する当該異動等に係る地域手当の支給並びに施行日の前日において道外の在勤に係る改正前の条例第10条の4第2項に規定する職員以外の地方公務員等であった者（給料表の適用を受ける職員から引き続き当該職員以外の地方公務員等となった者に限る。）が施行日から平成27年3月31日までの間において引き続き給料表の適用を受ける職員となり、第1条の規定による改正後の北海道職員の給与に関する条例第10条の2第2項第1号の1級地に係る地域及び部局以外の地域又は部局に在勤することとなった場合における当該職員に対する当該在勤に係る地域手当の支給については、なお従前の例による。
- 前項の規定の適用がある場合を除き、改正前の条例第10条の4第2項の規定は、当分の間、なおその効力を有する。この場合において、同項中「職員以外の地方公務員、国家公務員又は地方公社、沖縄振興開発金融公庫その他その業務が道若しくは国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事委員会規則で定めるものに使用される者（以下「職員以外の地方公務員等」という。）」とあるのは「北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成24年北海道条例第15号）第1条の規定による改正後の北海道職員の給与に関する条例第11条第4項に規定する職員以外の地方公務員等」と、「第10条の2第2項第1号」とあるのは「同条例第10条の2第2項第1号」と、「前項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる」とあるのは「任命権者が必要があると認める」と、「人事委員会規則の定

めるところにより、同項」とあるのは「一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）」とする。

（北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

- 5 北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年北海道条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第8項中「第22項若しくは第29項」を「第29項若しくは第37項」に、「第4項」を「第9項」に、「から第9項まで」を「、第7項、第15項若しくは第16項」に改める。

附則第11項中「附則第22項の」を「附則第37項の」に、「附則第22項本文」を「附則第37項本文」に改める。

（北海道職員等の退職手当に関する条例の一部改正）

- 6 北海道職員等の退職手当に関する条例（昭和28年北海道条例第149号）の一部を次のように改正する。

附則第35項中「北海道職員の給与に関する条例附則第22項」を「北海道職員の給与に関する条例附則第37項」に、「附則第5項」を「附則第9項」に、「附則第10項及び第11項」を「附則第15項及び第16項」に改める。

（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正）

- 7 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年北海道条例第61号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「附則第11項」を「附則第16項」に改める。

北海道職員等の定数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第16号

北海道職員等の定数に関する条例の一部を改正する条例

北海道職員等の定数に関する条例（昭和47年北海道条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号ア中「8,274人」を「8,172人」に改め、同号イ中「1,582人」を「1,534人」に改め、同条第9号ア中「3,162人」を「3,240人」に改め、同号イ中

「1,338人」を「1,314人」に改め、同条第11号ア中「3万1,272人」を「3万1,058人」に改め、同号イ中「1,937人」を「1,891人」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

北海道税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第17号

北海道税条例の一部を改正する条例

北海道税条例（昭和25年北海道条例第56号）の一部を次のように改正する。

第36条の2第1項中「同条第15項第1号」を「同条第17項第1号」に改める。

第36条の3第1項中「第68条の88第16項第1号」を「第68条の88第18項第1号」に改める。

第38条の2第1項中「第21条の7」を「第21条の6」に、「第72条の49の8第1項ただし書」を「第72条の49の12第1項ただし書」に改める。

第42条の2第1項中「同条第15項第1号」を「同条第17項第1号」に改める。

第42条の3第1項中「同条第16項第1号」を「同条第18項第1号」に改める。

第43条の2第2項中「第72条の49の8第1項」を「第72条の49の12第1項」に、「あん分して」を「^{あん}按分して」に改める。

第43条の3第1項中「第72条の49の8第1項」を「第72条の49の12第1項」に、「第72条の49の10第1項」を「第72条の49の14第1項」に改める。

第45条の2の3中「1,504円」を「860円」に改める。

附則第5条の4第1項第2号ウ中「第10条の6まで及び第10条の7」を「第10条の5まで及び第10条の6」に改める。

附則第7条を次のように改める。

第7条 削除

附則第8条の2中「716円」を「411円」に改める。

附則第12条の6の次に次の1条を加える。

（個人の道民税の税率の特例）

第12条の7 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の道民税に限り、

均等割の税率は、第28条の規定にかかわらず、同条に規定する額に500円を加算した額とする。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第38条の2第1項の改正規定（「第21条の7」を「第21条の6」に改める部分に限る。） 平成24年4月1日

(2) 第38条の2第1項の改正規定（「第21条の7」を「第21条の6」に改める部分を除く。）、第43条の2第2項及び第43条の3第1項の改正規定並びに附則第7条の改正規定並びに次項の規定 平成25年1月1日

(3) 第45条の2の3の改正規定並びに附則第5条の4第1項第2号ウ及び附則第8条の2の改正規定並びに附則第3項の規定 平成25年4月1日

2 平成24年12月31日以前に支払うべき退職手当等（この条例による改正前の北海道税条例第32条の2に規定する退職手当等をいう。）に係る分離課税に係る所得割（同条の規定によって課する所得割をいう。）については、なお従前の例による。

3 平成25年4月1日前に課した、又は課すべきであった道たばこ税については、なお従前の例による。

北海道立北方四島交流センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第18号

北海道立北方四島交流センター条例の一部を改正する条例

北海道立北方四島交流センター条例（平成11年北海道条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表1の事項中「10,540円」を「12,640円」に、「14,970円」を「17,960円」に、「12,970円」を「15,560円」に、「28,740円」を「34,480円」に、「3,290円」を「4,270円」に、「5,090円」を「6,610円」に、「4,070円」を「5,290円」に、「9,770円」を「12,700円」に、「3,120円」を「4,050円」に、「4,850円」を「6,300円」に、「3,860円」を「5,010円」に、「9,290円」を「12,070円」に、

「1,480円」を「2,070円」に、「2,460円」を「3,190円」に、「1,970円」を「2,750円」に、「4,080円」を「5,300円」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

北海道環境生活部手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第19号

北海道環境生活部手数料条例の一部を改正する条例

北海道環境生活部手数料条例（平成12年北海道条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表16の項のア中「133,600円」を「160,000円」に改め、同項のイ中「113,300円」を「114,000円」に改め、同表17の項のア中「123,400円」を「144,000円」に改め、同表32の8の項中「13,800円」を「14,200円」に改め、同表32の9の項中「7,450円」を「7,900円」に改め、同表32の10の項中「1,100円」を「1,150円」に改め、同表32の12の項のイ中「19,900円」を「20,400円」に改め、同項のイ(ア)中「56,300円」を「57,400円」に改め、同項のイ(イ)中「92,000円」を「94,400円」に改め、同項のイ(ウ)中「145,800円」を「150,300円」に改め、同項のイ(エ)中「39,800円」を「40,200円」に改め、同表32の13の項のイ中「16,000円」を「16,500円」に改め、同項のイ中「21,700円」を「22,400円」に改め、同表34の2の項及び34の3の項中「323,400円」を「323,900円」に改め、同表34の4の項中「234,500円」を「235,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第20号

北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の2の項中「市町村内」を「町村の区域内」に改め、同項(7)中「第4条第3項」を「第4条第5項」に改め、同項(8)中「第4条第4項」を「第4条第6項」に改め、同項中「各市町村」を「各町村」に改め、同表の4の3の項中「、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号。以下この項において「政令」という。）」を削り、同項(3)中「による」の次に「認証又は」を加え、同項(31)中「第9条」を「第13条」に、「閲覧場所」を「閲覧又は謄写の場所」に改め、同項中(31)を(33)とし、(29)及び(30)を削り、(28)を(30)とし、(30)の次に次のように加える。

(31) 法第72条の規定による情報の提供に係る必要な措置

(32) 法第73条の規定による官庁等に対する照会又は協力の要請（(1)から(31)までに掲げる事務に係るものに限る。）

別表第1の4の3の項中(27)を(29)とし、(16)から(26)までを(18)から(28)までとし、同項(15)中「第29条第2項」を「第30条」に、「閲覧」を「閲覧又は謄写」に改め、同項中(15)を(17)とし、同項(14)中「第29条第1項」を「第29条」に改め、同項中(14)を(16)とし、(13)を(15)とし、(12)を(13)とし、(13)の次に次のように加える。

(14) 法第25条第7項の規定による登記事項証明書の受理

別表第1の4の3の項中(11)を(12)とし、(7)から(10)までを(8)から(11)までとし、(6)の次に次のように加える。

(7) 法第13条第3項（法第39条第2項において準用する場合を含む。）の規定による設立の認証の取消し

別表第1の4の3の項中「旭川市深川市北広島市石狩市当別町松前町奥尻町今金町せたな町ニセコ町倶知安町共和町南幌町栗山町浦臼町美瑛町下川町苫前町遠軽町新ひだか町 鹿追町清水町芽室町浦幌町標津町」を「旭川市、深川市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、松前町、八雲町、奥尻町、今金町、せたな町、ニセコ町、倶知安町、共和町、南幌町、栗山町、浦臼町、東川町、美瑛町、下川町、苫前町、遠軽町、

新ひだか町、鹿追町、清水町、芽室町、浦幌町及び標津町」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際この条例による改正後の北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例別表第1の4の3の項の左欄に掲げる事務に係る特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）、特定非営利活動促進法施行条例（平成10年北海道条例第40号）又は同条例の施行のための規則（以下この項において「法律等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前に法律等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては同項の右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法律等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

3 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成23年法律第70号。以下「改正法」という。）の施行の日前に改正法附則第9条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下「旧租税特別措置法」という。）第66条の11の2第3項の認定の申請を行った法人で改正法の施行の際現に当該申請に係る認定を受けていないものに係るこの条例による改正前の北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例（以下「改正前の条例」という。）別表第1の4の3の項(29)に掲げる事務の処理については、なお従前の例による。

4 改正法の施行の日前に旧租税特別措置法第66条の11の2第3項の認定を受けた法人（同日以後に改正法附則第10条第2項の規定に基づきなお従前の例により旧租税特別措置法第66条の11の2第3項の認定を受けた法人を含む。）に係る改正前の条例別表第1の4の3の項(30)に掲げる事務の処理については、なお従前の例による。

北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3 月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第21号

北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例
北海道浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年北海道条例第23号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 8 号中「前号まで」の次に「又は次号」を加える。

附 則

この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

北海道自然環境等保全条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3 月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第22号

北海道自然環境等保全条例の一部を改正する条例
北海道自然環境等保全条例（昭和48年北海道条例第64号）の一部を次のように改正する。

別表特定開発行為許可申請手数料の項中「413,600円」を「403,700円」に、「542,400円」を「529,600円」に、「698,600円」を「688,300円」に、「910,100円」を「899,900円」に、「1,090,300円」を「1,080,700円」に、「1,206,500円」を「1,196,900円」に改める。

附 則

この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

北海道立開拓記念館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3 月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第23号

北海道立開拓記念館条例の一部を改正する条例
北海道立開拓記念館条例（昭和46年北海道条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 1 の事項中「170円」を「250円」に、「130円」を「190円」に、「500円」を「700円」に、「400円」を「600円」に改め、同表の 2 の事項中「80円」を「120円」に、「60円」を「90円」に、「170円」を「250円」に、「130円」を「190円」に、「500円」を「700円」に、「400円」を「600円」に改め、同表の 3 の事項中「80円」を「120円」に、「60円」を「90円」に、「300円」を「450円」に、「230円」を「340円」に、「900円」を「1,260円」に、「720円」を「1,000円」に改め、同表の 4 の事項中「130円」を「190円」に改め、同表の 5 の事項中「850円」を「1,040円」に、「770円」を「940円」に、「720円」を「880円」に、「1,160円」を「1,420円」に、「950円」を「1,160円」に改め、同表の 6 の事項中「190円」を「230円」に、「400円」を「490円」に改める。

附 則

この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

北海道立オホーツク流水科学センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3 月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第24号

北海道立オホーツク流水科学センター条例の一部を改正する条例
北海道立オホーツク流水科学センター条例（平成 2 年北海道条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表中「220円」を「330円」に、「180円」を「270円」に、「670円」を「930円」に、「540円」を「750円」に改める。

附 則

この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3 月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第25号

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

特定非営利活動促進法施行条例（平成10年北海道条例第40号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 特定非営利活動法人（第2条－第20条）

第3章 認定特定非営利活動法人及び仮認定特定非営利活動法人（第21条－第34条）

第4章 雑則（第35条－第37条）

附則

第1章 総則

第1条中「第2章」を削り、同条の次に次の章名を付する。

第2章 特定非営利活動法人

第2条第2項第2号を削り、同項第3号中「前2号」を「前号」に改め、同号を同項第2号とし、同条第3項中「前項第3号」を「前項第2号」に改める。

第21条を第37条とする。

第20条第1項中「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「法第75条の規定により読み替えて適用される民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律」に、「」第3条第1項を「。以下「読替え後の電子文書法」という。）第3条第1項」に、「主務省令」を「条例」に、「同法」を「読替え後の電子文書法」に、「第44条の3」を「第75条」に改め、同条第2項中「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「読替え後の電子文書法」に改め、同条を第36条とする。

第19条中「第44条の2の規定により、」を「第74条の規定により読み替えて適用される」に、「第6条」を「第5条」に改め、同条を第35条とする。

第17条及び第18条を削る。

第16条中「法第39条第2項」を「第4条の規定は、法第39条第2項」に、「届出書の様式は、規則で定める」を「規定による届出について準用する」に改め、同条を第20条とし、同条の次に次の1章及び章名を加える。

第3章 認定特定非営利活動法人及び仮認定特定非営利活動法人

（認定の申請）

第21条 法第44条第1項の認定を受けようとする特定非営利活動法人は、同条第2項各号に掲げる書類（法第45条第1項第1号ハに掲げる基準に適合する特定非営利活動法人が申請をする場合には、法第44条第2項第1号に掲げる書類を除く。）を添付して、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 特定非営利活動法人の名称
- (2) 代表者の氏名
- (3) 主たる事務所の所在地
- (4) その他の事務所の所在地
- (5) その設立の年月日
- (6) その現に行っている事業の概要
- (7) その他規則で定める事項

（権限移譲市町村に対する書類の要求等）

第22条 知事は、北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第6号）別表第1の4の3の項の右欄に掲げる市町村（以下この条及び次条において「権限移譲市町村」という。）の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人（当該権限移譲市町村以外の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人を除く。次条において同じ。）から前条の申請書が提出されたときは、当該特定非営利活動法人に係る権限移譲市町村の長に対し、次に掲げる書類の提出を求めるものとする。

- (1) 当該特定非営利活動法人の法第44条第3項に規定する実績判定期間内の日を含む各事業年度の事業報告書等及び法第28条第2項に規定する書類で、当該権限移譲市町村の長に提出されたものの写し
- (2) 当該特定非営利活動法人に係る当該権限移譲市町村の長の証明書（当該特定非営利活動法人につき法令、法令に基づく行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当の理由がない旨又は当該理由がある旨を証明する書面をいう。）

2 権限移譲市町村の長は、前項の規定による求めがあったときは、同項各号に掲げる書類を知事に提出するものとする。

第23条 権限移譲市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人が法第

44条第1項の認定を受けたときは、当該認定特定非営利活動法人に係る権限移譲市町村の長は、当該認定特定非営利活動法人の当該認定の有効期間内の日を含む各事業年度終了の日の翌日から4月以内に、法第29条の規定により当該権限移譲市町村の長に提出された当該各事業年度の事業報告書等の写しを知事に提出するものとする。

(認定の有効期間の更新申請)

第24条 法第51条第2項の規定による認定の有効期間の更新を受けようとする認定特定非営利活動法人は、同条第5項において準用する法第44条第2項第2号及び第3号に掲げる書類を添付して、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。ただし、これらの書類については、既に知事に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。

- (1) 認定特定非営利活動法人の名称
- (2) 代表者の氏名
- (3) 主たる事務所の所在地
- (4) その他の事務所の所在地
- (5) その認定の有効期間
- (6) その現に行っている事業の概要
- (7) その他規則で定める事項

(非所轄法人の定款の変更等)

第25条 第6条、第8条、第9条及び第11条の規定は、法第52条第1項の規定により読み替えて適用される法第23条、法第25条第6項及び第7項並びに法第29条の規定による届出又は書類の提出をしようとする非所轄法人（道の区域内及び他の都府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人のうち主たる事務所を他の都府県の区域内に設置するものをいう。以下同じ。）についても適用する。

- 2 法第52条第2項の規定により定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款の提出をしようとする非所轄法人は、当該議事録の謄本及び当該定款を添付した提出書を知事に提出しなければならない。

(認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出)

第26条 法第53条第1項の規定による届出をしようとする認定特定非営利活動

人は、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

- (1) 変更年月日
- (2) 代表者の氏名及び住所又は居所

(認定申請の添付書類及び役員報酬規程等の備置き等)

第27条 認定特定非営利活動法人は、法第44条第1項の認定を受けたときは、同条第2項第2号及び第3号に掲げる書類を、同条第1項の認定の日から起算して5年間、その事務所に備え置かなければならない。

- 2 認定特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの3月以内に、法第54条第2項各号に掲げる書類を作成し、同項第1号に掲げる書類についてはその作成の日から起算して5年間、同項第2号から第4号までに掲げる書類（以下「役員報酬規程等」という。）については翌々事業年度の末日までの間、その事務所に備え置かなければならない。

- 3 認定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、遅滞なく、その助成の実績を記載した書類を作成し、その作成の日から起算して3年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、これをその事務所に備え置かなければならない。

- 4 認定特定非営利活動法人は、海外への送金又は金銭の持出し（その金額が200万円以下のものを除く。第29条及び第30条第1項の表の第4号において同じ。）を行うときは、事前に、その金額及び使途並びにその予定日（災害に対する援助その他緊急を要する場合で事前の作成が困難なときは、事後遅滞なく、その金額及び使途並びにその実施日）を記載した書類を作成し、その作成の日から起算して3年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、これをその事務所に備え置かなければならない。

(役員報酬規程等の提出)

第28条 法第55条第1項の規定による役員報酬規程等の提出をしようとする認定特定非営利活動法人（非所轄法人を含む。）は、毎事業年度初めの3月以内に、当該役員報酬規程等（法第54条第2項第2号に掲げる書類については、既にその書類を知事に提出している場合であってその内容に変更がないときには、その旨を記載した書類）を添付した提出書を知事に提出しなければならない。

(助成金支給書類等の提出)

第29条 法第55条第2項の規定による同項に規定する書類の提出をしようとする

認定特定非営利活動法人（非所轄法人を含む。）は、助成金の支給を行ったときは遅滞なく、海外への送金又は金銭の持出しを行うときは事前に（災害に対する援助その他緊急を要する場合で事前の提出が困難なときは、事後遅滞なく）、同項に規定する書類を添付した提出書を知事に提出しなければならない。（閲覧又は謄写の用に供する書類の提出）

第30条 法第56条の規定による閲覧又は謄写の用に供するため、認定特定非営利活動法人は、知事に対し、次の表の各号の左欄に掲げる場合に、当該各号の中欄に掲げる書類を、当該各号の右欄に掲げる時期においてそれぞれ2通提出しなければならない。

区分	提出すべき書類	提出すべき時期
1 法第44条第1項の認定を受けた場合	法第44条第2項第2号及び第3号に掲げる書類	法第44条第1項の認定を受けた後、遅滞なく提出
2 毎事業年度初めの3月以内に、役員報酬規程等を作成した場合	当該作成に係る役員報酬規程等	第28条の規定による提出書の提出時に併せて提出
3 助成金の支給を行った場合	当該助成の実績を記載した書類	第29条の規定による提出書の提出時に併せて提出
4 海外への送金又は金銭の持出しを行う場合	当該海外への送金又は金銭の持出しに係る金額及び使途並びにその予定日又は実施日を記載した書類	第29条の規定による提出書の提出時に併せて提出

2 前項の表の第1号の左欄に掲げる場合における同号の中欄に掲げる書類の提出は、当該書類を添付した提出書を知事に提出して行うものとする。

3 第12条第3項の規定は、第1項の規定による書類の提出について準用する。（閲覧又は謄写の場所に関する規定の準用）

第31条 第13条の規定は、法第56条の規定による閲覧又は謄写について準用する。（仮認定の申請）

第32条 法第58条第1項の仮認定を受けようとする特定非営利活動法人は、同条第2項において準用する法第44条第2項第2号及び第3号に掲げる書類を添付

して、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 特定非営利活動法人の名称
- (2) 代表者の氏名
- (3) 主たる事務所の所在地
- (4) その他の事務所の所在地
- (5) その設立の年月日
- (6) その現に行っている事業の概要
- (7) その他規則で定める事項

（認定特定非営利活動法人に関する規定の準用）

第33条 第22条から第31条まで（第24条を除く。）の規定は、仮認定特定非営利活動法人について準用する。

（合併の認定の申請への準用）

第34条 第21条及び第22条の規定は法第63条第1項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人について、第32条及び第33条（第22条を準用する場合に限る。）の規定は法第63条第2項の認定を受けようとする仮認定特定非営利活動法人について、それぞれ準用する。

第4章 雑則

第15条の見出し中「財産目録等」を「貸借対照表等」に改め、同条中「財産目録及び貸借対照表は、合併する各特定非営利活動法人」を「貸借対照表及び財産目録は、合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人（合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人）」に、「主たる事務所」を「事務所」に改め、同条を第19条とする。

第14条第2項中「第6項まで」の次に「及び第3条（第2項後段を除く。）」を加え、同条を第18条とする。

第13条を第17条とし、第10条から第12条までを4条ずつ繰り下げる。

第9条の見出し中「閲覧」を「閲覧又は謄写の場所」に改め、同条中「第29条第2項」を「第30条」に、「閲覧」を「閲覧又は謄写」に改め、同条を第13条とする。

第8条に見出しとして「（閲覧又は謄写の用に供する書類の提出）」を付し、同条第1項中「第29条第2項の閲覧」を「第30条の規定による閲覧又は謄写」に改

め、同項の表を次のように改める。

区分	提出すべき書類	提出すべき時期
1 設立又は合併の認証を受けた場合	当該設立又は合併の認証に係る法第10条第1項第1号、第2号イ、第7号及び第8号に掲げる書類並びに法第14条又は法第35条第1項の財産目録並びに当該設立又は合併の認証に係る認証書及び登記事項証明書の写し	第4条（第20条において準用する場合を含む。）の規定による届出書の提出時に併せて提出
2 役員の氏名又は住所若しくは居所に変更があった場合	当該変更後の役員名簿	第6条第1項の規定による届出書の提出時に併せて提出
3 定款の変更の認証を受けた場合	当該変更後の定款及び当該変更の認証に係る認証書の写し	定款の変更の認証を受けた後、遅滞なく提出
4 定款の変更をした場合（前号の場合を除く。）	当該変更後の定款	第8条の規定による届出書の提出時に併せて提出
5 定款の変更に係る登記をした場合	当該変更に係る登記事項証明書の写し	第9条の規定による届出書の提出時に併せて提出
6 毎事業年度1回、事業報告書等を作成した場合	当該作成に係る事業報告書等	第11条の規定による届出書の提出時に併せて提出

第8条第2項中「第2号」を「第3号」に改め、同条を第12条とする。

第7条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(事業報告書等の提出)」を付し、同条第1項中「第29条第1項」を「第29条」に、「書類の」を「事業報告書等の」に、「同項に規定する書類」を「毎事業年度初めの3月以内に、当該事業報告書等」に改め、同条第2項を削り、同条を第11条とする。

第6条の見出し中「軽微な事項に係る」を削り、同条中「次に」を「同項に規

定する書類を添付して、次に」に改め、同条を第8条とし、同条の次に次の2条を加える。

（定款の変更に係る登記事項証明書の提出）

第9条 法第25条第7項の規定による登記事項証明書の提出をしようとする特定非営利活動法人は、当該登記事項証明書を添付した提出書を知事に提出しなければならない。

（事業報告書等の備置き等）

第10条 特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの3月以内に、法第28条第1項に規定する事業報告書等（以下「事業報告書等」という。）を作成し、翌々事業年度の末日までの間、これらをその事務所に備え置かなければならない。

2 特定非営利活動法人は、法第28条第2項に規定する書類を、その事務所に備え置かなければならない。

第5条第1項中「書類」の次に「(所轄庁の変更を伴う定款の変更の場合にあっては、法第26条第2項に規定する書類)」を加え、同条第2項中「収支予算書」を「活動予算書」に、「書類には」を「書類及び法第26条第2項に規定する事業報告書等には」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第7条とする。

4 第3条（第2項後段を除く。）並びに第2項及び前項の規定は、法第25条第5項において準用する法第10条第3項の規定による補正について準用する。

第4条第1項中「次に」を「変更後の役員名簿を添付して、次に」に改め、同条を第6条とする。

第3条中「届出書の様式は、規則で定める」を「規定による届出をしようとする特定非営利活動法人は、同項に規定する書類を添付した届出書を知事に提出しなければならない」に改め、同条を第4条とし、同条の次に次の1条を加える。

（社員総会の議事録）

第5条 法第14条の9第1項の規定により社員総会の決議があったものとみなされた場合には、社員総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

- (1) 社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした理事又は社員の氏名又は名称
- (3) 社員総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った理事又は社員の氏名

第2条の次に次の1条を加える。

(縦覧期間中の補正)

第3条 法第10条第3項の条例で定める軽微な不備は、客観的に明白な誤記、誤植又は脱字に係るものその他の内容の同一性を失わない範囲のものとする。

2 法第10条第3項の規定による補正をしようとする者は、補正後の申請書又は書類を添付して、次に掲げる事項を記載した補正書を知事に提出しなければならない。この場合において、前条第5項及び第6項の規定を準用する。

(1) 補正の内容

(2) 補正の理由

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、同年7月9日から施行する。

北海道保健福祉部手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第26号

北海道保健福祉部手数料条例の一部を改正する条例

北海道保健福祉部手数料条例（平成12年北海道条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「、165の11の項、168の項及び169の項」を「及び165の11の項」に改め、同条第2項中「、指定研修実施機関、指定調査機関又は指定情報公表センター」を「又は指定研修実施機関」に、「、165の11の項、168の項及び169の項」を「及び165の11の項」に改める。

別表160の11の項の次に次のように加える。

160の12 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第4条第1項又は介護サービスの基盤強化のための介護	認定特定行為業務従事者認定証交付手数料	3,100円	交付申請のとき
--	---------------------	--------	---------

保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）附則第14条第2項の規定に基づく認定特定行為業務従事者認定証の交付			
160の13 社会福祉士及び介護福祉士法附則第4条第1項又は介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律附則第14条第2項の規定に基づく認定特定行為業務従事者認定証の再交付	認定特定行為業務従事者認定証再交付手数料	800円	再交付申請のとき
160の14 社会福祉士及び介護福祉士法附則第4条第2項の規定に基づく ^{かく} 略 ^{たふ} 痰吸引等研修を行う者の登録の申請に対する審査	登録研修機関登録申請手数料	2,700円	登録申請のとき
160の15 社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の規定に基づく特定行為業務を行う者の登録の申請に対する審査	登録特定行為事業者登録申請手数料	2,700円	登録申請のとき

別表165の2の項中「1,000円」を「700円」に改め、同表168の項中「第115条の35第2項」を「第115条の35第3項」に改め、「基づく介護サービス情報の調査」の次に「(知事が定める計画に基づき行うものに限る。)」を加え、「指定調査機関」を「知事」に改め、同項摘要欄ア中(ス)を削り、(セ)を(ス)とし、(ソ)を(セ)とし、(タ)を(ソ)とし、同表中169の項を削り、169の2の項を169の項とし、169の3の項を

169の2の項とする。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

北海道准看護師試験委員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第27号

北海道准看護師試験委員条例の一部を改正する条例

北海道准看護師試験委員条例（昭和28年北海道条例第117号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「社団法人日本看護協会」を「公益社団法人日本看護協会」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道立衛生学院条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第28号

北海道立衛生学院条例の一部を改正する条例

北海道立衛生学院条例（昭和36年北海道条例第63号）の一部を次のように改正する。

第5条中第4項を第6項とし、同条第3項中「**受験手続**」を「**受験手続**」に改め、「**際に**」の次に「**、第3項の証明書交付手数料は交付請求の際に**」を加え、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 第1項に定めるもののほか、次に掲げる証明書の交付を請求する者からは、証明書交付手数料を徴収する。ただし、学院に在学する者に係るものについては、この限りでない。

- (1) 卒業証明書
- (2) 在籍証明書

(3) 成績証明書

(4) その他の証明書

4 前項の証明書交付手数料の額は、1通につき400円とする。

第5条に次の1項を加える。

7 知事は、特別の理由があると認めるときは、第3項の証明書交付手数料を減免することができる。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

北海道立看護学院条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第29号

北海道立看護学院条例の一部を改正する条例

北海道立看護学院条例（昭和45年北海道条例第64号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「5,600円」を「7,200円」に、「7,400円」を「9,600円」に、「9,900円」を「1万2,800円」に改め、同条第3項中「前項」を「第1項」に改める。

第4条第2項第1号中「7,200円」を「9,360円」に改め、同項第2号中「1万3,200円」を「1万5,800円」に改める。

第6条を第7条とする。

第5条中「又は寄宿舎使用料」を「**、寄宿舎使用料又は証明書交付手数料**」に改め、同条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（証明書交付手数料）

第5条 次に掲げる証明書の交付を請求する者からは、証明書交付手数料を徴収する。ただし、学院に在学する者に係るものについては、この限りでない。

- (1) 卒業証明書
- (2) 在籍証明書
- (3) 成績証明書
- (4) その他の証明書

- 2 前項の証明書交付手数料の額は、1通につき400円とする。
- 3 第1項の証明書交付手数料は、交付請求の際に、北海道収入証紙で納めなければならない。

附 則

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第3条第2項の改正規定（「5,600円」を「7,200円」に改める部分を除く。）、第4条第2項第1号及び第2号の改正規定並びに次項の規定は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成25年3月31日において現に北海道立看護学院の学生であった者で同日後引き続き同一の学科の学生として在籍するものに係る授業料の額は、この条例による改正後の北海道立看護学院条例第3条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

北海道病院事業条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第30号

北海道病院事業条例の一部を改正する条例

北海道病院事業条例（昭和42年北海道条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を削る。

第2条の2の見出しを「（医療型障害児入所施設）」に改め、同条第1項中「第7条第1項」を「第42条第2号」に、「肢体不自由児施設」を「医療型障害児入所施設」に改め、同条第2項中「肢体不自由児施設」を「医療型障害児入所施設」に改める。

第3条中「及び肢体不自由児施設」を「及び医療型障害児入所施設」に、「肢体不自由児施設支援」を「障害児入所支援」に、「第7条第6項」を「第7条第2項」に改める。

第4条第4項中「肢体不自由児施設支援」を「障害児入所支援」に、「障害児施設給付費」を「障害児入所給付費」に、「第24条の2第2項」を「第24条の2第2項第1号」に改め、同条第5項中「第29条第3項」を「第29条第3項第1号」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

北海道立衛生研究所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第31号

北海道立衛生研究所条例の一部を改正する条例

北海道立衛生研究所条例（昭和24年北海道条例第56号）の一部を次のように改正する。

別表中「、化学物質及び廃棄物」を「及び化学物質」に、「82,700円」を「51,300円」に、「医療用具」を「医療機器」に、「52,500円」を「41,400円」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

北海道社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第32号

北海道社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

北海道社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例（平成21年北海道条例第78号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成24年3月31日」を「平成26年6月30日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第33号

北海道介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例 北海道介護保険財政安定化基金条例（平成12年北海道条例第14号）の一部を次のように改正する。 附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。 2 基金は、平成24年度に限り、第3条第1項の規定にかかわらず、介護保険法附則第10条第1項の規定により、その一部を取り崩すことができる。 附 則 この条例は、平成24年4月1日から施行する。 北海道介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成24年3月30日 北海道知事 高 橋 はるみ 北海道条例第34号 北海道介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例 北海道介護職員処遇改善等臨時特例基金条例（平成21年北海道条例第80号）の一部を次のように改正する。 第1条中「第8条第24項」を「第8条第26項」に改める。 附則第2項中「平成24年12月31日」を「平成25年12月31日」に改める。 附 則 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、平成24年4月1日から施行する。 北海道立児童福祉施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成24年3月30日 北海道知事 高 橋 はるみ 北海道条例第35号 北海道立児童福祉施設条例の一部を改正する条例 北海道立児童福祉施設条例（昭和36年北海道条例第37号）の一部を次のように改正する。 第1条の表中「肢体不自由児施設」を「医療型障害児入所施設」に改める。	第3条第1項中「第7条第6項」を「第7条第2項」に、「肢体不自由児施設支援」を「障害児入所支援」に改め、同条第2項中「肢体不自由児施設支援」を「障害児入所支援」に、「障害児施設給付費」を「障害児入所給付費」に、「第24条の2第2項」を「第24条の2第2項第1号」に改め、同条第3項中「第29条第3項」を「第29条第3項第1号」に改める。 附 則 （施行期日） 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。 （北海道職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正） 2 北海道職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年北海道条例第66号）の一部を次のように改正する。 第29条第1項中「肢体不自由児施設」を「医療型障害児入所施設」に改める。 北海道地方障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成24年3月30日 北海道知事 高 橋 はるみ 北海道条例第36号 北海道地方障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例 北海道地方障害者施策推進協議会条例（昭和46年北海道条例第20号）の一部を次のように改正する。 題名を次のように改める。 北海道障がい者施策推進審議会条例 第1条中「第26条第3項」を「第36条第3項」に、「北海道地方障害者施策推進協議会（以下「協議会」）」を「同条第1項に規定する審議会その他の合議制の機関（以下「審議会」）」に改める。 第6条を削る。 第5条の見出し中「の招集」を削り、同条中「協議会」を「審議会」に改め、同条に次の2項を加え、同条を第6条とする。 2 審議会は、委員及び議事に関係のある専門委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
--	--

3 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある専門委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第4条第1項及び第3項中「協議会」を「審議会」に改め、同条を第5条とする。

第3条の見出しを「(委員及び専門委員)」に改め、同条第1項中「、障害者」を「、障がい者」に、「第2条」を「第2条第1号」に、「及び障害者の福祉」を「並びに障がい者の自立及び社会参加」に改め、同条第2項及び第3項中「学識経験のある者、障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者のうちから任命される」を削り、同条に次の2項を加え、同条を第4条とする。

4 専門委員は、学識経験のある者、障がい者並びに障がい者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者のうちから、知事が任命する。

5 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

第2条中「協議会」を「審議会」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第3条とする。

2 審議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

第1条の次に次の1条を加える。

(名称)

第2条 審議会の名称は、北海道障がい者施策推進審議会とする。

第7条中「協議会に関し」を「審議会の運営に関し」に、「が協議会」を「が審議会」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第37号

北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例の一部を改正する条例

北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例（平成21年北海道条例第50号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

この条例において「障がい」とは障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害をいい、「障がい者」とは同号に規定する障害者をいう。

第2条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道認定こども園の認定の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第38号

北海道認定こども園の認定の基準に関する条例の一部を改正する条例

北海道認定こども園の認定の基準に関する条例（平成18年北海道条例第78号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北海道認定こども園の認定の要件に関する条例

第1条中「第3条第1項第4号及び同条第2項第3号」を「第3条第1項及び同条第3項」に、「第6条第2項」を「第7条第1項」に、「基準」を「要件」に改める。

第2条各号を次のように改める。

(1) 幼保連携型認定こども園 法第3条第3項の認定を受けた幼保連携施設（同項に規定する幼保連携施設をいう。以下同じ。）のうち、当該施設が幼稚園及び保育所で構成されているものをいう。

(2) 幼稚園型認定こども園 次のいずれかに該当する施設をいう。

ア 法第3条第1項の認定を受けた幼稚園

イ 法第3条第3項の認定を受けた幼保連携施設のうち、当該施設が幼稚園及び認可外保育施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条第1項に規定する施設のうち同法第39条第1項に規定する業務を目的とするもの（法第2条第4項の文部科学省令・厚生労働省令で定めるものを除く。）をいう。以下同じ。）で構成されているもの

(3) 保育所型認定こども園 法第3条第1項の認定を受けた保育所をいう。

(4) 地方裁量型認定こども園 法第3条第1項の認定を受けた認可外保育施設をいう。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とする。

第7条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加え、同条を第8条とする。

2 認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示をしなければならない。

第6条を第7条とする。

第5条第1項中「法第3条第2項に規定する」及び「法第2条第4項に規定する」を削り、同条を第6条とし、第4条を第5条とする。

第3条第5項中「法第2条第6項に規定する」及び「（以下「子育て支援事業」という。）」を削り、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（認定の要件）

第3条 法第3条第1項の条例で定める要件は、次のとおりとする。

(1) 法第3条第1項の認定を受けようとする施設が幼稚園である場合にあっては、幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条の規定に基づき幼稚園の教育課程その他の保育内容に関して文部科学大臣が定めるものをいう。）に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どものうち児童福祉法第39条第1項に規定する幼児（以下「保育に欠ける幼児」という。）に該当する者に対する保育を行うこと。

(2) 法第3条第1項の認定を受けようとする施設が保育所又は認可外保育施設（以下「保育所等」という。）である場合にあっては、保育に欠ける幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満3歳以上の子ども（当該施設が保

育所である場合にあっては、当該保育所が所在する市町村における児童福祉法第24条第4項に規定する保育の実施に対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。）を保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うこと。

(3) 法第2条第6項に規定する子育て支援事業（以下「子育て支援事業」という。）のうち、当該施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。

(4) 前3号に掲げるもののほか、次条から第9条までに定める基準に適合すること。

2 法第3条第3項の条例で定める要件は、次のとおりとする。

(1) 法第3条第3項の認定を受けようとする幼保連携施設が次のいずれかに該当するものであること。

ア 当該幼保連携施設を構成する保育所等において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該幼保連携施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。

イ 当該幼保連携施設を構成する保育所等に入所していた子どもを引き続き当該幼保連携施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。

(2) 子育て支援事業のうち、当該幼保連携施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。

(3) 前2号に掲げるもののほか、次条から第8条までに定める基準に適合すること。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

北海道計量検定所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第39号

北海道計量検定所条例の一部を改正する条例

北海道計量検定所条例（平成12年北海道条例第54号）の一部を次のように改正する。

別表4の事項中「192,300円」を「198,800円」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

北海道立工業技術センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第40号

北海道立工業技術センター条例の一部を改正する条例

北海道立工業技術センター条例（昭和61年北海道条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の事項中「3,750円」を「10円以上3,850円」に改め、同表の2の事項中「2,500円」を「2,450円」に、「1,600円」を「1,550円」に改める。

別表第2の1の事項中「41,900円」を「43,200円」に改め、同表の2の事項中「2,700円」を「3,500円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に使用の承認の申請がされている同日以後の北海道立工業技術センターの使用に係る使用料については、なお従前の例による。

北海道立地域食品加工技術センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第41号

北海道立地域食品加工技術センター条例の一部を改正する条例

北海道立地域食品加工技術センター条例（平成6年北海道条例第5号）の一部

を次のように改正する。

別表第1の1の事項中「40円以上10,100円」を「50円以上12,700円」に、「1,000円」を「1,450円」に改める。

別表第2の2の事項中「4,100円以上67,400円」を「4,050円以上67,300円」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

北海道立高等技術専門学院条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第42号

北海道立高等技術専門学院条例の一部を改正する条例

北海道立高等技術専門学院条例（昭和44年北海道条例第37号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを「（入学検定料等）」に改め、同条第2項第1号中「2,200円」を「2,550円」に改め、同項第2号中「5,650円」を「7,340円」に改め、同項第3号中「11万8,800円」を「15万3,600円」に改め、同条第3項中「及び入学科」を「、入学科及び証明書交付手数料」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 第1項に定めるもののほか、学院においては、次に掲げる証明書の交付を請求する者から証明書交付手数料を徴収する。ただし、学院に在学する者に係るものについては、この限りでない。

- (1) 修了証明書
- (2) 成績証明書
- (3) 技能照査合格証明書
- (4) その他の証明書

4 証明書交付手数料の額は、1通につき400円とする。

第5条中「又は授業料」を「、授業料又は証明書交付手数料」に改める。

附 則

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第4条第2項第2号

及び第3号の改正規定並びに次項の規定は、平成25年4月1日から施行する。

2 平成25年3月31日において現に北海道立高等技術専門学院の普通課程の学生であった者で同日後引き続き同一の訓練科の学生として在籍するものに係る授業料の額は、この条例による改正後の北海道立高等技術専門学院条例第4条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

北海道立職業能力開発支援センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第43号

北海道立職業能力開発支援センター条例の一部を改正する条例

北海道立職業能力開発支援センター条例（平成13年北海道条例第66号）の一部を次のように改正する。

別表中「3,320円」を「4,310円」に、「4,440円」を「5,770円」に、「11,600円」を「13,920円」に、「2,270円」を「2,950円」に、「3,020円」を「3,920円」に、「7,910円」を「10,280円」に、「4,640円」を「6,030円」に、「6,180円」を「8,030円」に、「14,920円」を「17,900円」に、「20,520円」を「24,620円」に、「27,360円」を「32,830円」に、「71,480円」を「85,770円」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

北海道農政部手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第44号

北海道農政部手数料条例の一部を改正する条例

北海道農政部手数料条例（平成12年北海道条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表4の項中「3,060円」を「3,460円」に改め、同表9の項中「2,160円」を「2,150円」に改め、同表10の項及び11の項中「1,810円」を「1,800円」に改め、

同表12の項中「7,760円」を「7,720円」に改め、同表13の項のイ中「310円」を「320円」に改め、同項のウ中「460円」を「470円」に改め、同項のオ中「630円」を「640円」に改め、同項のキ中「410円」を「420円」に改め、同項のク中「50円」を「60円」に改め、同項のケ中「160円」を「170円」に改め、同項のコ中「260円」を「280円」に改め、同表14の項のア(ア)中「440円」を「450円」に改め、同項のア(イ)中「330円」を「340円」に改め、同項のイを削り、同項のウ中「270円」を「280円」に改め、同項中ウをイとし、同項のエ中「270円」を「280円」に改め、同項中エをウとし、オをエとし、カをオとし、同項のキ中「220円」を「230円」に改め、同項中キをカとし、同項のク中「1,140円」を「1,150円」に改め、同項中クをキとし、ケをクとし、コをケとし、同表15の項のア中「140円」を「150円」に改め、同項のイ中「みつばち」を「蜜蜂」に、「140円」を「150円」に改め、同表17の項のア中「18,840円」を「18,760円」に改め、同項のイ中「45,790円」を「45,680円」に改め、同表18の項中「4,250円」を「4,200円」に改め、同表19の項中「7,240円」を「7,190円」に改め、同表22の項中「8,050円」を「8,020円」に改め、同表23の項中「29,260円」を「29,300円」に改め、同表24の項中「11,830円」を「11,870円」に改め、同表25の項中「2,490円」を「2,560円」に改め、同表26の項中「3,510円」を「3,580円」に改め、同表27の項中「7,980円」を「8,050円」に改め、同表28の項中「2,490円」を「2,560円」に改め、同表29の項及び29の3の項中「3,510円」を「3,580円」に改め、同表29の4の項中「10,330円」を「10,400円」に改め、同表29の5の項中「2,490円」を「2,560円」に改め、同表29の6の項中「3,510円」を「3,580円」に改め、同表30の項中「29,260円」を「29,300円」に改め、同表31の項中「11,830円」を「11,870円」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

北海道家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第45号

北海道家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例

北海道家畜保健衛生所条例（昭和25年北海道条例第92号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「器具機械使用料 1件 500円以内」を「器具機械使用料 1件 610円以内」に、「6,150円」を「6,370円」に、「1万2,150円」を「1万2,120円」に、「2万1,850円」を「2万3,100円」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

北海道立農業大学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第46号

北海道立農業大学校条例の一部を改正する条例

北海道立農業大学校条例（昭和48年北海道条例第66号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「2,200円」を「2,500円」に改め、同項第2号中「5,650円」を「6,400円」に改め、同項第3号中「11万8,800円」を「13万5,600円」に改める。

第6条第2項中「470円」を「580円」に改める。

第7条第2項第1号中「1,050円」を「1,470円」に改め、同項第2号中「1,470円」を「2,050円」に改め、同条第3項中「40円」を「60円」に改める。

第9条を第10条とする。

第8条中「又は宿泊施設使用料」を「、宿泊施設使用料又は証明書交付手数料」に改め、同条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

（証明書交付手数料）

第8条 農業大学校においては、次に掲げる証明書の交付を請求する者から証明書交付手数料を徴収する。ただし、農業大学校に在籍する者に係るものについては、この限りでない。

- (1) 卒業証明書
- (2) 修了証明書
- (3) 成績証明書

(4) 学科目取得証明書

(5) その他の証明書

2 証明書交付手数料の額は、1通につき400円とする。

3 証明書交付手数料は、北海道収入証紙で納めなければならない。

附 則

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第5条第2項第2号及び第3号並びに第6条第2項の改正規定並びに次項の規定は、平成25年4月1日から施行する。

2 平成25年3月31日において現に北海道立農業大学校の学生であった者で同日後引き続き同一の課程等の学生として在籍するものに係る授業料の額は、この条例による改正後の北海道立農業大学校条例第5条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

北海道立漁業研修所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第47号

北海道立漁業研修所条例の一部を改正する条例

北海道立漁業研修所条例（平成8年北海道条例第40号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「470円」を「580円」に改める。

第6条第2項中「1,470円」を「2,050円」に改め、同条第3項中「40円」を「60円」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第5条第2項の改正規定は、平成25年4月1日から施行する。

北海道漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第48号

北海道漁港管理条例の一部を改正する条例

北海道漁港管理条例（昭和32年北海道条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表2の表工作物の設置に係る占用の場合の部第1種電柱の項中「630円」を「560円」に、「661円50銭」を「588円」に、「530円」を「460円」に、「556円50銭」を「483円」に改め、同部第2種電柱の項中「970円」を「860円」に、「1,018円50銭」を「903円」に、「820円」を「700円」に、「861円」を「735円」に改め、同部第3種電柱の項中「1,300円」を「1,200円」に、「1,365円」を「1,260円」に、「1,100円」を「950円」に、「1,155円」を「997円50銭」に改め、同部第1種電話柱の項中「560円」を「500円」に、「588円」を「525円」に、「480円」を「410円」に、「504円」を「430円50銭」に改め、同部第2種電話柱の項中「900円」を「800円」に、「945円」を「840円」に、「760円」を「650円」に、「798円」を「682円50銭」に改め、同部第3種電話柱の項中「1,200円」を「1,100円」に、「1,260円」を「1,155円」に、「1,000円」を「900円」に、「1,050円」を「945円」に改め、同部その他の柱類の項中「56円」を「50円」に、「58円80銭」を「52円50銭」に、「48円」を「41円」に、「50円40銭」を「43円5銭」に改め、同部共架電線その他上空に設ける線類の項を次のように改める。

共架電線その他 上空に設ける線 類	1メートル につき 1年	5円	5円25銭	4円	4円20銭
-------------------------	--------------------	----	-------	----	-------

別表2の表工作物の設置に係る占用の場合の部鉄塔の項中「1,100円」を「1,000円」に、「1,155円」を「1,050円」に、「950円」を「820円」に、「997円50銭」を「861円」に改め、同部管（外径が0.4メートル未満のものに限る。）の埋設の項中「24円」を「21円」に、「25円20銭」を「22円5銭」に、「20円」を「17円」に、「21円」を「17円85銭」に、「34円」を「30円」に、「35円70銭」を「31円50銭」に、「29円」を「25円」に、「30円45銭」を「26円25銭」に、「51円」を「45円」に、「53円55銭」を「47円25銭」に、「43円」を「37円」に、「45円15銭」を「38円85銭」に、「67円」を「60円」に、「70円35銭」を「63円」に、「57円」を「49円」に、「59円85銭」を「51円45銭」に、「100円」を「90円」に、「105円」を「94円50銭」に、「86円」を「74円」に、「90円30銭」を「77円70銭」に、「130円」を「120円」

に、「136円50銭」を「126円」に、「110円」を「98円」に、「115円50銭」を「102円90銭」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

北海道漁港土砂採取料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第49号

北海道漁港土砂採取料等徴収条例の一部を改正する条例

北海道漁港土砂採取料等徴収条例（平成12年北海道条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表2の表第1種電柱の項中「630円」を「560円」に、「661円50銭」を「588円」に、「530円」を「460円」に、「556円50銭」を「483円」に改め、同表第2種電柱の項中「970円」を「860円」に、「1,018円50銭」を「903円」に、「820円」を「700円」に、「861円」を「735円」に改め、同表第3種電柱の項中「1,300円」を「1,200円」に、「1,365円」を「1,260円」に、「1,100円」を「950円」に、「1,155円」を「997円50銭」に改め、同表第1種電話柱の項中「560円」を「500円」に、「588円」を「525円」に、「480円」を「410円」に、「504円」を「430円50銭」に改め、同表第2種電話柱の項中「900円」を「800円」に、「945円」を「840円」に、「760円」を「650円」に、「798円」を「682円50銭」に改め、同表第3種電話柱の項中「1,200円」を「1,100円」に、「1,260円」を「1,155円」に、「1,000円」を「900円」に、「1,050円」を「945円」に改め、同表その他の柱類の項中「56円」を「50円」に、「58円80銭」を「52円50銭」に、「48円」を「41円」に、「50円40銭」を「43円5銭」に改め、同表共架電線その他上空に設ける線類の項を次のように改める。

共架電線その他上空 に設ける線類	1メートル につき 1年	5円	5円25銭	4円	4円20銭
---------------------	--------------------	----	-------	----	-------

別表2の表鉄塔の項中「1,100円」を「1,000円」に、「1,155円」を「1,050円」

に、「950円」を「820円」に、「997円50銭」を「861円」に改め、同表管（外径が0.4メートル未満のものに限る。）の埋設の項中「24円」を「21円」に、「25円20銭」を「22円5銭」に、「20円」を「17円」に、「21円」を「17円85銭」に、「34円」を「30円」に、「35円70銭」を「31円50銭」に、「29円」を「25円」に、「30円45銭」を「26円25銭」に、「51円」を「45円」に、「53円55銭」を「47円25銭」に、「43円」を「37円」に、「45円15銭」を「38円85銭」に、「67円」を「60円」に、「70円35銭」を「63円」に、「57円」を「49円」に、「59円85銭」を「51円45銭」に、「100円」を「90円」に、「105円」を「94円50銭」に、「86円」を「74円」に、「90円30銭」を「77円70銭」に、「130円」を「120円」に、「136円50銭」を「126円」に、「110円」を「98円」に、「115円50銭」を「102円90銭」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

北海道立道民の森条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第50号

北海道立道民の森条例の一部を改正する条例

北海道立道民の森条例（平成2年北海道条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表第2管理棟学習室の項中「1,400円」を「1,960円」に改め、同表野外ステージの項中「6,900円」を「8,970円」に改め、同表キャンプ場の項中「2,800円」を「3,640円」に、「1,050円」を「1,470円」に改め、同表シャワー室の項中「450円」を「670円」に改め、同表工芸館工作室の項中「310円」を「460円」に、「630円」を「880円」に改め、同表陶芸館工作室の項中「400円」を「600円」に、「770円」を「1,070円」に改め、同表バンガロー（10人用）の項中「6,900円」を「8,970円」に改め、同表バンガロー（4人用）の項中「3,450円」を「4,480円」に改め、同表宿泊棟の項中「450円」を「670円」に、「840円」を「1,170円」に、「14,000円」を「16,800円」に、「10,100円」を「12,100円」に改め、同表森林学習センターの項中「2,800円」を「3,640円」に、「880円」を「1,230円」に、「1,950円」を「2,730円」に、「7,100円」を「9,230円」に、「9,550円」を「12,400円」

に、「220円」を「330円」に、「450円」を「670円」に改め、同表パークゴルフ場の項中「670円」を「930円」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第51号

北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例

北海道建設部手数料条例（平成12年北海道条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表10の2の項のア(ア)中「150,000円」を「160,000円」に改め、同項のア(イ)中「200,000円」を「210,000円」に改め、同項のア(ウ)中「230,000円」を「240,000円」に改め、同項のア(エ)中「280,000円」を「290,000円」に改め、同項のア(オ)中「530,000円」を「540,000円」に改め、同項のイ(ア)中「100,000円」を「110,000円」に改め、同項のイ(イ)中「130,000円」を「140,000円」に改め、同項のイ(ウ)中「140,000円」を「150,000円」に改め、同項のイ(エ)中「160,000円」を「170,000円」に改め、同項のイ(オ)中「290,000円」を「300,000円」に改め、同表64の項のア中「146,200円」を「143,100円」に改め、同項のイ中「215,900円」を「212,900円」に改め、同項のウ中「285,700円」を「282,600円」に改め、同項のエ中「425,200円」を「422,100円」に改め、同項のオ中「555,300円」を「552,400円」に改め、同項のカ中「713,400円」を「710,500円」に改め、同項のキ中「945,900円」を「943,000円」に改め、同表65の項中「第20条の2第11項又は第38条の4第20項」を「第20条の2第13項又は第38条の4第22項」に改め、同表66の項中「、第39条の7第9項又は第39条の106第2項」を削り、同表67の項中「、第39条の7第11項又は第39条の106第4項」を削り、同表68の項のア中「20,500円」を「15,800円」に改め、同項のイ中「28,400円」を「23,700円」に改め、同項のウ中「36,300円」を「31,600円」に改め、同項のエ中「49,800円」を「45,100円」に改め、同項のオ中「66,500円」を「61,800円」に改め、同項のカ中「103,700円」を「99,000円」に改め、同項のキ中「150,200円」を「145,500円」に改め、同項

のク中「219,900円」を「215,300円」に改め、同項のケ中「289,700円」を「285,100円」に改め、同項のコ中「363,400円」を「357,300円」に改め、同表68の2の項のア中「16,500円」を「13,300円」に改め、同項のイ中「24,400円」を「21,200円」に改め、同項のウ中「32,300円」を「29,100円」に改め、同項のエ中「45,800円」を「42,600円」に改め、同項のオ中「62,500円」を「59,400円」に改め、同項のカ中「99,700円」を「96,600円」に改め、同項のキ中「146,200円」を「143,100円」に改め、同項のク中「215,900円」を「212,900円」に改め、同項のケ中「285,700円」を「282,600円」に改め、同項のコ中「355,400円」を「352,400円」に改め、同項のサ中「16,000円」を「12,900円」に改め、同表71の項のア(ア)中「20,000円」を「15,400円」に改め、同項のア(イ)中「33,900円」を「29,400円」に改め、同項のア(ウ)中「57,200円」を「52,600円」に改め、同項のア(エ)中「103,700円」を「99,100円」に改め、同項のア(オ)中「150,200円」を「145,600円」に改め、同項のア(カ)中「196,700円」を「192,200円」に改め、同項のア(キ)中「243,200円」を「238,700円」に改め、同項のア(ク)中「340,200円」を「334,200円」に改め、同項のイ(ア)中「24,600円」を「20,100円」に改め、同項のイ(イ)中「43,200円」を「38,700円」に改め、同項のイ(ウ)中「80,400円」を「75,900円」に改め、同項のイ(エ)中「140,900円」を「136,300円」に改め、同項のイ(オ)中「224,600円」を「220,100円」に改め、同項のイ(カ)中「299,000円」を「294,500円」に改め、同項のイ(キ)中「373,400円」を「368,900円」に改め、同項のイ(ク)中「526,100円」を「520,200円」に改め、同項のウ(ア)中「103,700円」を「99,100円」に改め、同項のウ(イ)中「150,200円」を「145,600円」に改め、同項のウ(ウ)中「219,900円」を「215,400円」に改め、同項のウ(エ)中「289,700円」を「285,200円」に改め、同項のウ(オ)中「429,200円」を「424,700円」に改め、同項のウ(カ)中「559,300円」を「554,900円」に改め、同項のウ(キ)中「717,400円」を「713,100円」に改め、同項のウ(ク)中「953,900円」を「948,100円」に改め、同表72の項中「953,900円」を「948,100円」に改め、同項のア(ア)中「2,000円」を「1,500円」に改め、同項のア(イ)中「3,400円」を「2,900円」に改め、同項のア(ウ)中「5,700円」を「5,300円」に改め、同項のア(エ)中「10,400円」を「9,900円」に改め、同項のア(オ)中「15,000円」を「14,600円」に改め、同項のア(カ)中「19,700円」を「19,200円」に改め、同項のア(キ)中「24,300円」を「23,900円」に改め、同項のア(ク)中「34,000円」を「33,400円」に改め、同項のイ(ア)中「2,500円」を「2,000円」に改め、同

項のイ(イ)中「4,300円」を「3,900円」に改め、同項のイ(ウ)中「8,000円」を「7,600円」に改め、同項のイ(エ)中「14,100円」を「13,600円」に改め、同項のイ(オ)中「22,500円」を「22,000円」に改め、同項のイ(カ)中「29,900円」を「29,400円」に改め、同項のイ(キ)中「37,300円」を「36,900円」に改め、同項のイ(ク)中「52,600円」を「52,000円」に改め、同項のウ(ア)中「10,400円」を「9,900円」に改め、同項のウ(イ)中「15,000円」を「14,600円」に改め、同項のウ(ウ)中「22,000円」を「21,500円」に改め、同項のウ(エ)中「29,000円」を「28,500円」に改め、同項のウ(オ)中「42,900円」を「42,500円」に改め、同項のウ(カ)中「55,900円」を「55,500円」に改め、同項のウ(キ)中「71,700円」を「71,300円」に改め、同項のウ(ク)中「95,400円」を「94,800円」に改め、同項のエ(ア)中「16,000円」を「12,900円」に改め、同項のエ(イ)中「29,900円」を「26,900円」に改め、同項のエ(ウ)中「53,200円」を「50,100円」に改め、同項のエ(エ)中「99,700円」を「96,600円」に改め、同項のエ(オ)中「146,200円」を「143,100円」に改め、同項のエ(カ)中「192,700円」を「189,600円」に改め、同項のエ(キ)中「239,200円」を「236,200円」に改め、同項のエ(ク)中「332,200円」を「329,200円」に改め、同項のオ(ア)中「20,600円」を「17,600円」に改め、同項のオ(イ)中「39,200円」を「36,200円」に改め、同項のオ(ウ)中「76,400円」を「73,400円」に改め、同項のオ(エ)中「136,900円」を「133,800円」に改め、同項のオ(オ)中「220,600円」を「217,600円」に改め、同項のオ(カ)中「295,000円」を「292,000円」に改め、同項のオ(キ)中「369,400円」を「366,400円」に改め、同項のオ(ク)中「518,100円」を「515,200円」に改め、同項のカ(ア)中「99,700円」を「96,600円」に改め、同項のカ(イ)中「146,200円」を「143,100円」に改め、同項のカ(ウ)中「215,900円」を「212,900円」に改め、同項のカ(エ)中「285,700円」を「282,700円」に改め、同項のカ(オ)中「425,200円」を「422,200円」に改め、同項のカ(カ)中「555,300円」を「552,400円」に改め、同項のカ(キ)中「713,400円」を「710,500円」に改め、同項のカ(ク)中「945,900円」を「943,100円」に改め、同項のキ中「13,300円」を「11,800円」に改め、同表73の項中「55,500円」を「52,400円」に改め、同表74の項中「34,600円」を「31,500円」に改め、同表75の項のア中「13,700円」を「10,600円」に改め、同項のイ中「25,300円」を「22,200円」に改め、同項のウ中「46,200円」を「43,100円」に改め、同項のエ中「76,400円」を「73,400円」に改め、同項のオ中「104,300円」を「101,300円」に改める。

附 則

この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3 月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第52号

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の14の項中「及び都市再開発法施行規則（昭和44年建設省令第54号。以下この項において「省令」という。）」を削り、同項(4)から(8)までを削り、同項(9)中「(10)から(16)」を「(5)から(11)」に改め、同項中(9)を(4)とし、(10)から(16)までを(5)から(11)までとし、(17)を削り、「別表第 3」を「別表第 4」に、「市町 ((4)から(8)まで及び(17)に掲げる事務にあっては、北見市に限る。)」を「町」に改め、同表の14の 2 の項中「都市再開発法施行規則（）」の次に「昭和44年建設省令第54号。」を加え、同表中15の 2 の項を削り、15の 3 の項を15の 2 の項とする。

附 則

この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

北海道道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3 月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第53号

北海道道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

北海道道路占用料徴収条例（昭和45年北海道条例第28号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号中「第11条の 7 第 1 項」を「第11条の 8 第 1 項」に改める。

別表政令第 7 条第 6 号に掲げる施設並びに同条第 7 号に掲げる施設及び自動車駐車場、政令第 7 条第 8 号に掲げる応急仮設建築物、政令第 7 条第 9 号に掲げる

器具及び政令第 7 条第10号及び第11号に掲げる施設の項を次のように改める。

政令第7条第6号 に掲げる 施設	トンネルの上又は高架の道路 の路面下に設けるもの	占有面積1平方 メートルにつき 1年	Aに0.016 を乗じて得 た額	Aに0.02を 乗じて得た 額
	上空に設けるもの		Aに0.02を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.028を乗じて得た 額	
政令第7条第7号 に掲げる 施設	建築物		Aに0.016 を乗じて得 た額	Aに0.02を 乗じて得た 額
	その他のもの		Aに0.011 を乗じて得 た額	Aに0.014 を乗じて得 た額
政令第7条第8号 に掲げる 施設及び 自動車駐 車場	建築物		Aに0.02を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.011 を乗じて得 た額	Aに0.014 を乗じて得 た額
政令第7条第9号 に掲げる 応急仮設 建築物	トンネルの上又は高架の道路 の路面下に設けるもの		Aに0.016 を乗じて得 た額	Aに0.02を 乗じて得た 額
	上空に設けるもの		Aに0.02を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.028を乗じて得た 額	
政令第7条第10号に掲げる器具			Aに0.028を乗じて得た 額	
政令第7条第11号	トンネルの上又は自動車専用 道路（高架のものに限る。） の路面下に設けるもの		Aに0.016 を乗じて得 た額	Aに0.02を 乗じて得た 額

に掲げる 施設	上空に設けるもの	Aに0.02を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.028を乗じて得た額

別表の備考第7号中「第7条第10号及び第11号」を「第7条第6号に掲げる施設のうち同号に規定する特定連結路附属地に設けるもの及び同条第11号」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

河川法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第54号

河川法施行条例の一部を改正する条例

河川法施行条例（平成12年北海道条例第25号）の一部を次のように改正する。
第9条を次のように改める。

（流水占用料等に係る延滞金）

第9条 法第74条第5項の規定により道が徴収する流水占用料等に係る延滞金の徴収については、北海道税外諸収入金の徴収に関する条例（昭和30年北海道条例第15号）第4条に定めるところによる。この場合において、同条第1項中「完納の日」とあるのは「完納の日又は財産差押えの日の前日」と、「年14.6パーセント（当該納期限の翌日から督促状の指定期限までの期間については、年7.3パーセント）」とあるのは「年14.5パーセント」とする。

別表2の表第1種電柱の項中「630円」を「560円」に、「661円50銭」を「588円」に、「530円」を「460円」に、「556円50銭」を「483円」に改め、同表第2種電柱の項中「970円」を「860円」に、「1,018円50銭」を「903円」に、「820円」を「700円」に、「861円」を「735円」に改め、同表第3種電柱の項中「1,300円」を「1,200円」に、「1,365円」を「1,260円」に、「1,100円」を「950円」に、「1,155円」を「997円50銭」に改め、同表第1種電話柱の項中「560円」を「500円」に、「588円」を「525円」に、「480円」を「410円」に、「504円」を「430円50銭」に

改め、同表第2種電話柱の項中「900円」を「800円」に、「945円」を「840円」に、「760円」を「650円」に、「798円」を「682円50銭」に改め、同表第3種電話柱の項中「1,200円」を「1,100円」に、「1,260円」を「1,155円」に、「1,000円」を「900円」に、「1,050円」を「945円」に改め、同表その他の柱類の項中「56円」を「50円」に、「58円80銭」を「52円50銭」に、「48円」を「41円」に、「50円40銭」を「43円5銭」に改め、同表共架電線その他上空に設ける線類の項を次のように改める。

共架電線その他上空に設ける線類	1メートルにつき 1年	5円	5円25銭	4円	4円20銭
-----------------	----------------	----	-------	----	-------

別表2の表鉄塔の項中「1,100円」を「1,000円」に、「1,155円」を「1,050円」に、「950円」を「820円」に、「997円50銭」を「861円」に改め、同表管（外径が0.4メートル未満のものに限る。）の埋設の項中「24円」を「21円」に、「25円20銭」を「22円5銭」に、「20円」を「17円」に、「21円」を「17円85銭」に、「34円」を「30円」に、「35円70銭」を「31円50銭」に、「29円」を「25円」に、「30円45銭」を「26円25銭」に、「51円」を「45円」に、「53円55銭」を「47円25銭」に、「43円」を「37円」に、「45円15銭」を「38円85銭」に、「67円」を「60円」に、「70円35銭」を「63円」に、「57円」を「49円」に、「59円85銭」を「51円45銭」に、「100円」を「90円」に、「105円」を「94円50銭」に、「86円」を「74円」に、「90円30銭」を「77円70銭」に、「130円」を「120円」に、「136円50銭」を「126円」に、「110円」を「98円」に、「115円50銭」を「102円90銭」に改め、同表農耕用敷地の項中「土地」を「農地」に、「小作料の標準額（農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号。以下「改正法」という。）第1条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第23条第1項の規定に基づき市町村農業委員会が改正法の施行の日の前日において定めていた小作料の標準額（その定めがなかったときは、類似の市町村農業委員会が定めていた小作料の標準額）を「借賃（農地法（昭和27年法律第229号）第52条の規定に基づき農業委員会が情報の提供を行った借賃（その情報の提供がなかったときは、類似の市町村の農業委員会が情報の提供を行った借賃）に改め、「以下同じ。」）の次に「を勘案して知事が定める額」を加え、同表採草及び放牧用敷地の項中「小作料の標

準額」を「借賃を勘案して知事が定める額」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の河川法施行条例第9条の規定は、この条例の施行の日以後に発せられる納入通知書に係る流水占用料等を完納しない場合に徴収する延滞金の額の計算について適用し、同日前に発せられた納入通知書に係る流水占用料等を完納しない場合に徴収する延滞金の額の計算については、なお従前の例による。

北海道沿岸水域の工事取締条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第55号

北海道沿岸水域の工事取締条例の一部を改正する条例

北海道沿岸水域の工事取締条例（昭和24年北海道条例第74号）の一部を次のように改正する。

第17条中「3万9,500円」を「3万9,600円」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

砂防法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第56号

砂防法施行条例の一部を改正する条例

砂防法施行条例（平成12年北海道条例第26号）の一部を次のように改正する。

第16条中「職員」の次に「又は知事の委任を受けた者」を加える。

別表第1種電柱の項中「630円」を「560円」に、「661円50銭」を「588円」に、「530円」を「460円」に、「556円50銭」を「483円」に改め、同表第2種電柱の項中「970円」を「860円」に、「1,018円50銭」を「903円」に、「820円」を「700円」に、「861円」を「735円」に改め、同表第3種電柱の項中「1,300円」を「1,200

円」に、「1,365円」を「1,260円」に、「1,100円」を「950円」に、「1,155円」を「997円50銭」に改め、同表第1種電話柱の項中「560円」を「500円」に、「588円」を「525円」に、「480円」を「410円」に、「504円」を「430円50銭」に改め、同表第2種電話柱の項中「900円」を「800円」に、「945円」を「840円」に、「760円」を「650円」に、「798円」を「682円50銭」に改め、同表第3種電話柱の項中「1,200円」を「1,100円」に、「1,260円」を「1,155円」に、「1,000円」を「900円」に、「1,050円」を「945円」に改め、同表その他の柱類の項中「56円」を「50円」に、「58円80銭」を「52円50銭」に、「48円」を「41円」に、「50円40銭」を「43円5銭」に改め、同表共架電線その他上空に設ける線類の項を次のように改める。

共架電線その他上空に設ける線類	1メートルにつき1年	5円	5円25銭	4円	4円20銭
-----------------	------------	----	-------	----	-------

別表鉄塔の項中「1,100円」を「1,000円」に、「1,155円」を「1,050円」に、「950円」を「820円」に、「997円50銭」を「861円」に改め、同表管（外径が0.4メートル未満のものに限る。）の埋設の項中「24円」を「21円」に、「25円20銭」を「22円5銭」に、「20円」を「17円」に、「21円」を「17円85銭」に、「34円」を「30円」に、「35円70銭」を「31円50銭」に、「29円」を「25円」に、「30円45銭」を「26円25銭」に、「51円」を「45円」に、「53円55銭」を「47円25銭」に、「43円」を「37円」に、「45円15銭」を「38円85銭」に、「67円」を「60円」に、「70円35銭」を「63円」に、「57円」を「49円」に、「59円85銭」を「51円45銭」に、「100円」を「90円」に、「105円」を「94円50銭」に、「86円」を「74円」に、「90円30銭」を「77円70銭」に、「130円」を「120円」に、「136円50銭」を「126円」に、「110円」を「98円」に、「115円50銭」を「102円90銭」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

北海道海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第57号

北海道海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例

北海道海岸占用料等徴収条例（平成12年北海道条例第27号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

（占用料等に係る延滞金）

第5条 法第35条第2項の規定により道が徴収する占用料等に係る延滞金の徴収については、北海道税外諸収入金の徴収に関する条例（昭和30年北海道条例第15号）第4条に定めるところによる。この場合において、同条第1項中「完納の日」とあるのは「完納の日又は財産差押えの日の前日」と、「年14.6パーセント（当該納期限の翌日から督促状の指定期限までの期間については、年7.3パーセント）」とあるのは「年10.75パーセント」とする。

別表1の表第1種電柱の項中「630円」を「560円」に、「661円50銭」を「588円」に、「530円」を「460円」に、「556円50銭」を「483円」に改め、同表第2種電柱の項中「970円」を「860円」に、「1,018円50銭」を「903円」に、「820円」を「700円」に、「861円」を「735円」に改め、同表第3種電柱の項中「1,300円」を「1,200円」に、「1,365円」を「1,260円」に、「1,100円」を「950円」に、「1,155円」を「997円50銭」に改め、同表第1種電話柱の項中「560円」を「500円」に、「588円」を「525円」に、「480円」を「410円」に、「504円」を「430円50銭」に改め、同表第2種電話柱の項中「900円」を「800円」に、「945円」を「840円」に、「760円」を「650円」に、「798円」を「682円50銭」に改め、同表第3種電話柱の項中「1,200円」を「1,100円」に、「1,260円」を「1,155円」に、「1,000円」を「900円」に、「1,050円」を「945円」に改め、同表その他の柱類の項中「56円」を「50円」に、「58円80銭」を「52円50銭」に、「48円」を「41円」に、「50円40銭」を「43円5銭」に改め、同表共架電線その他上空に設ける線類の項を次のように改める。

共架電線その他上空に設ける線類	1メートルにつき1年	5円	5円25銭	4円	4円20銭
-----------------	------------	----	-------	----	-------

別表1の表鉄塔の項中「1,100円」を「1,000円」に、「1,155円」を「1,050円」に、「950円」を「820円」に、「997円50銭」を「861円」に改め、同表管（外径が

0.4メートル未満のものに限る。）の埋設の項中「24円」を「21円」に、「25円20銭」を「22円5銭」に、「20円」を「17円」に、「21円」を「17円85銭」に、「34円」を「30円」に、「35円70銭」を「31円50銭」に、「29円」を「25円」に、「30円45銭」を「26円25銭」に、「51円」を「45円」に、「53円55銭」を「47円25銭」に、「43円」を「37円」に、「45円15銭」を「38円85銭」に、「67円」を「60円」に、「70円35銭」を「63円」に、「57円」を「49円」に、「59円85銭」を「51円45銭」に、「100円」を「90円」に、「105円」を「94円50銭」に、「86円」を「74円」に、「90円30銭」を「77円70銭」に、「130円」を「120円」に、「136円50銭」を「126円」に、「110円」を「98円」に、「115円50銭」を「102円90銭」に改め、同表農耕用敷地の項中「土地」を「農地」に、「小作料の標準額（農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号。以下「改正法」という。）第1条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第23条第1項の規定に基づき市町村農業委員会が改正法の施行の日の前日において定めていた小作料の標準額（その定めがなかったときは、類似の市町村農業委員会が定めていた小作料の標準額）を「借賃（農地法（昭和27年法律第229号）第52条の規定に基づき農業委員会が情報の提供を行った借賃（その情報の提供がなかったときは、類似の市町村の農業委員会が情報の提供を行った借賃）に改め、「以下同じ。）」の次に「を勘案して知事が定める額」を加え、同表植林及び草草放牧敷地の項中「小作料の標準額」を「借賃を勘案して知事が定める額」に改める。

附 則

- この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- この条例による改正後の北海道海岸占用料等徴収条例第5条の規定は、この条例の施行の日以後に発せられる納入通知書に係る占用料等を完納しない場合に徴収する延滞金の額の計算について適用し、同日前に発せられた納入通知書に係る占用料等を完納しない場合に徴収する延滞金の額の計算については、なお従前の例による。

北海道屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第58号

北海道屋外広告物条例の一部を改正する条例

北海道屋外広告物条例（昭和25年北海道条例第70号）の一部を次のように改正する。

第21条の2第1項第4号中「住所」の次に「（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称、主たる事務所の所在地並びに代表者及び役員の氏名）」を加える。

第21条の4第1項第5号中「前各号」の次に「又は次号」を加える。

第25条の次に次の1条を加える。

（景観行政団体である市町村が処理する事務の範囲等）

第25条の2 法第3条から第5条まで、第7条又は第8条の規定に基づく条例の制定又は改廃に関する事務は、小樽市が処理することとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成24年7月1日から施行する。ただし、第21条の2第1項第4号及び第21条の4第1項第5号の改正規定は、同年4月1日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部改正）

3 北海道建設部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の2の項中「昭和24年法律第189号。」を削り、同項(2)中「はり札等」を「貼札等」に改め、同項を同表の2の3の項とし、同表の2の項の次に次のように加える。

2の2 屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの

小樽市

(1) 法第7条第1項の規定による違反に係る広告物又は掲出物件（以下この項において「広告物等」という。）の表示若しくは設置の停止又は除却等の命令

(2) 法第7条第2項の規定による広告物等の除却等又は除却等の命令若しくは委任及び除却する場合の公告

- (3) 法第7条第3項の規定による除却等の代執行及びその費用の徴収
- (4) 法第7条第4項の規定による違反に係る貼紙、貼札等、広告旗又は立看板等の除却又は除却の命令若しくは委任
- (5) 法第8条第1項の規定による広告物等の保管
- (6) 法第8条第2項の規定による広告物等を保管した場合の公示
- (7) 法第8条第3項の規定による広告物等の評価、売却及びその売却した代金の保管
- (8) 法第8条第4項の規定による広告物等の廃棄
- (9) 法第8条第5項の規定による広告物等の売却した代金を売却に要した費用に充当すること。
- (10) 法第8条第6項の規定により広告物等の措置に要した費用を所有者等に負担させること。

別表第1の3の項(1)中「はり紙、はり札等」を「貼紙、貼札等」に改め、同項(2)中「はり札等」を「貼札等」に改め、同項中「函館市」の次に「、小樽市」を加える。

（北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

4 この条例の施行の際前項の規定による改正後の北海道建設部の事務処理の特例に関する条例別表第1の2の2の項の左欄に掲げる事務に係る屋外広告物法（昭和24年法律第189号）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもので、この条例の施行の日以後においては小樽市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における同法の適用については、小樽市長のした処分その他の行為とみなす。

風致地区内建築等規制条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第59号

風致地区内建築等規制条例の一部を改正する条例

風致地区内建築等規制条例（昭和45年北海道条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「以上の」を「以上で、かつ、2以上の市町村の区域にわたる」に改める。

第2条中「旭川市及び函館市」を「市の区域内」に、「それぞれその」を「当該市の」に改め、同条第7号中「堆積^{たい}」を「堆積」に改める。

第3条中「地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市、同法第252条の22第1項の中核市、同法第252条の26の3第1項の特例市」を「市」に、「市町村」を「町村」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

北海道立都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第60号

北海道立都市公園条例の一部を改正する条例

北海道立都市公園条例（昭和50年北海道条例第20号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項の表中

北海道子どもの国

大型遊戯施設

を

「北

海道子どもの国

大型遊戯施設

キャンプ場

に改め、同表に次のように加える。

北海道立オホーツク流水公園

自転車

第12条の2第3項及び第14条第2項中「別表第7」の次に「、北海道立オホーツク流水公園に係る公園施設にあっては別表第8」を加える。

別表第1の3の事項中「及び休憩所」を「、休憩所及びキャンプ場」に改め、同事項の表に次のように加える。

キャンプ場

4月29日から9月30日まで

規則で定める時間

別表第1の11の事項中「及び体験学習施設」を「、体験学習施設及び自転車」に改め、同事項の表に次のように加える。

自転車

4月29日から10月31日まで

午前9時30分から午後4時30分
まで

別表第2の1の事項中「74,700円」を「77,600円」に、「108,800円」を「113,000円」に、「149,200円」を「155,100円」に、「216,100円」を「224,600円」に、「224,200円」を「194,100円」に、「325,200円」を「281,700円」に、「447,700円」を「465,400円」に、「649,900円」を「675,500円」に、「2,750円」を「2,830円」に、「710円」を「730円」に、「1,100円」を「1,120円」に、「780円」を「810円」に改め、同表の2の事項中「38,900円」を「40,400円」に、「121,200円」を「126,000円」に、「79,300円」を「82,400円」に、「242,600円」を「252,100円」に、「119,200円」を「123,800円」に、「364,100円」を「378,500円」に、「237,800円」を「206,000円」に、「727,600円」を「630,300円」に、「2,750円」を「2,770円」に、「710円」を「730円」に、「1,100円」を「1,120円」に、「780円」を「810円」に改め、同表の4の事項中「13,000円」を「13,100円」に改め、同表の5の事項中「2,750円」を「2,830円」に、「3,650円」を「3,790円」に改め、同表の6の事項中「以上」を「以外」に、「150円」を「160円」に改め、同表の7の事項中「640円」を「660円」に、「310円」を「320円」に改め、同表備考4の事項を次のように改める。

4 平日に屋内競技場又は屋外競技場を全部利用する場合であって別表第1に定める利用の時間を超過し、又は繰り上げて利用するときのその利用に係る利用料金の上限額は、当該利用時間（利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数の時間があるときは、当該時間については、1時間として計算するものとする。）1時間につき、午後9時から午前7時までの利用にあっては夜間の全部利用に係る利用料金の上限額に0.25を乗じて得た額とし、午前7時から午前9時までの利用にあっては基本料金に0.25を乗じて得た額とする。

別表第3中「2,850円」を「3,700円」に、「2,050円」を「2,660円」に改め、同表水泳プールの部を次のように改める。

1 学齢に達しない者、小学校の児

水 泳 プールの	全部 利用 の場 合	童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者に係る競技会、練習会等に利用する場合	1時間につき	11,570円
		2 高等学校の生徒及びこれに準ずる者に係る競技会、練習会等に利用する場合	1時間につき	21,840円
		3 1及び2以外の者に係る競技会、練習会等に利用する場合	1時間につき	43,440円
	コー ス利 用の 場合	1 学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者に係る競技会、練習会等に利用する場合	1コース1時間につき	1,440円
		2 高等学校の生徒及びこれに準ずる者に係る競技会、練習会等に利用する場合	1コース1時間につき	2,730円
		3 1及び2以外の者に係る競技会、練習会等に利用する場合	1コース1時間につき	5,430円
	個人 利用 の場 合	1 高等学校の生徒及びこれに準ずる者	1人2時間以内780円、2時間を超えるときはその超える時間1時間につき420円	
		2 1以外の者(学齢に達しない者、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者を除く。)	1人2時間以内1,540円、2時間を超えるときはその超える時間1時間につき770円	

別表第3中「1,550円」を「2,170円」に、「5,350円」を「6,950円」に、「570円」を「790円」に、「990円」を「1,380円」に、「230円」を「340円」に、「120円」を「180円」に、「以内450円」を「以内670円」に、「2,150円」を「2,790円」に、「2,750円」を「3,570円」に、「9,250円」を「12,000円」に、「14,500円」を「17,400円」に、「5,150円」を「6,690円」に、「17,000円」を「20,400円」に、

1人1回につき

「29,000円」を「34,800円」に、「3,450円」を「4,480円」に、

1人1回につき

150円	を	1人1回につき	220円	に、「2,800円」を「3,640円」に、「3,500円」を「4,550円」に改める。
450円		1人1回につき	670円	

円」に、「3,500円」を「4,550円」に改める。

別表第4中「500円」を「690円」に改め、同表に次のように加える。

キャンプ場	1サイト1日につき	500円
	1サイト1泊につき	800円

別表第5の1(1)の事項中「960円」及び「850円」を「1,180円」に、「1,600円」を「2,240円」に改め、同表の1(2)の事項中「1,200円」を「1,680円」に、「1,050円」を「1,470円」に、「1,950円」を「2,730円」に改め、同表の2(1)の事項中「510円」を「710円」に、「4,450円」を「5,780円」に、「20,600円」を「24,700円」に、「340円」を「510円」に、「170円」を「230円」に改め、同表の2(2)の事項中「680円」を「950円」に、「5,150円」を「6,690円」に、「22,000円」を「26,400円」に、「450円」を「670円」に、「230円」を「290円」に改め、同表の3(1)の事項中「320円」を「480円」に改め、同表の3(2)の事項中「又は北海道立ゆめの森公園」を削り、「450円」を「500円」に改め、同事項の次に次のように加える。

(3) 北海道立ゆめの森公園のパークゴルフ場を利用する場合

1人1日につき 530円

別表第5の4の事項を次のように改める。

4 パークゴルフ場内の設備を利用する場合

(1) 北海道立オホーツク公園又は北海道立宗谷ふれあい公園のパークゴルフ場内の設備を利用する場合

区 分	利用料金の上限額
-----	----------

クラブ	1本1日につき	220円
-----	---------	------

(2) 北海道立ゆめの森公園のパークゴルフ場内の設備を利用する場合

区 分	利用料金の上限額	
クラブ	1本1日につき	170円

別表第5の5の事項中「550円」を「680円」に改める。

別表第6の1の事項中「670円」を「930円」に、「550円」を「770円」に、「1,100円」を「1,540円」に改め、同表の2の事項中「330円」を「490円」に、「2,200円」を「2,860円」に、「13,400円」を「16,000円」に、「26,800円」を「32,100円」に改め、同表の3の事項中「150円」を「220円」に改める。

別表第7の1の事項中「300円」を「450円」に、「700円」を「980円」に、「1,500円」を「2,100円」に改め、同表の2の事項中「100円」を「150円」に改め、同表の次に次の1表を加える。

別表第8（第12条の2関係）

区 分	利用料金の上限額	
自転車	1台1時間につき	180円

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

北海道公共下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第61号

北海道公共下水道条例の一部を改正する条例

北海道公共下水道条例（昭和58年北海道条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第1種電柱の項中「630円」を「560円」に、「661円50銭」を「588円」に改め、同表第2種電柱の項中「970円」を「860円」に、「1,018円50銭」を「903円」に改め、同表第3種電柱の項中「1,300円」を「1,200円」に、「1,365円」を「1,260円」に改め、同表第1種電話柱の項中「560円」を「500円」に、「588円」

を「525円」に改め、同表第2種電話柱の項中「900円」を「800円」に、「945円」を「840円」に改め、同表第3種電話柱の項中「1,200円」を「1,100円」に、「1,260円」を「1,155円」に改め、同表その他の柱類の項中「56円」を「50円」に、「58円80銭」を「52円50銭」に改め、同表共架電線その他上空に設ける線類

の項中「

6円	6円30銭
----	-------

」を「

5円	5円25銭
----	-------

」に改め、

同表地上に設ける変圧器の項中「550円」を「490円」に、「577円50銭」を「514円50銭」に改め、同表地下に設ける変圧器の項中「340円」を「300円」に、「357円」を「315円」に改め、同表変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所の項中「1,100円」を「1,000円」に、「1,155円」を「1,050円」に改め、同表郵便差出箱及び信書便差出箱の項中「470円」を「420円」に、「493円50銭」を「441円」に改め、同表その他の工作物の項中「1,100円」を「1,000円」に、「1,155円」を「1,050円」に改め、同表埋設管類の項中「24円」を「21円」に、「25円20銭」を「22円5銭」に、「34円」を「30円」に、「35円70銭」を「31円50銭」に、「51円」を「45円」に、「53円55銭」を「47円25銭」に、「67円」を「60円」に、「70円35銭」を「63円」に、「100円」を「90円」に、「105円」を「94円50銭」に、「130円」を「120円」に、「136円50銭」を「126円」に、「240円」を「210円」に、「252円」を「220円50銭」に、「340円」を「300円」に、「357円」を「315円」に、「670円」を「600円」に、「703円50銭」を「630円」に改め、同表通路その他これに類する施設の項中「1,100円」を「1,000円」に、「1,155円」を「1,050円」に改め、同表標識の項中「900円」を「800円」に、「945円」を「840円」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

北海道営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第62号

北海道営住宅条例の一部を改正する条例

北海道営住宅条例（平成9年北海道条例第11号）の一部を次のように改正する。
第6条中「政令第6条第1項」を「規則」に改め、同条第2号ア中「政令第6

条第4項」を「特に居住の安定を図る必要があるものとして規則」に、「政令第6条第5項第1号に規定する金額」を「21万4,000円」に改め、同号イ中「政令第6条第5項第2号に規定する金額」を「21万4,000円（当該災害発生の日から3年を経過した後は、15万8,000円）」に改め、同号ウ中「政令第6条第5項第3号に規定する金額」を「15万8,000円」に改める。

第31条中「同条第6項」を「同条第7項」に改める。

第34条第1項中「同条第6項で」を「同条第7項において」に改める。

第52条第4号中「政令第6条第5項第3号に規定する金額」を「15万8,000円」に、「同条第4項」を「特に居住の安定を図る必要があるものとして規則」に、「同条第5項第1号に規定する金額」を「21万4,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第31条及び第34条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

北海道立道民活動センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第63号

北海道立道民活動センター条例の一部を改正する条例

北海道立道民活動センター条例（平成3年北海道条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表1の事項中「65,500円」を「78,600円」に、「87,500円」を「105,000円」に、「207,800円」を「249,400円」に、「3,600円」を「4,700円」に、「4,600円」を「6,000円」に、「11,400円」を「13,700円」に、「27,700円」を「33,200円」に、「12,800円」を「15,400円」に、「15,500円」を「18,600円」に、「37,400円」を「44,900円」に、「13,800円」を「16,600円」に、「30,700円」を「36,800円」に改め、同表4の事項中「33,640円」を「40,400円」に改め、同表5の事項中「300円」を「450円」に、「150円」を「230円」に、「610円」を「850円」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

北海道立学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第64号

北海道立学校条例の一部を改正する条例

北海道立学校条例（昭和39年北海道条例第41号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項第3号中「1,470円」を「2,050円」に改める。

別表第3中「1,050円」を「1,470円」に、「1,470円」を「2,050円」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

北海道立図書館協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第65号

北海道立図書館協議会条例の一部を改正する条例

北海道立図書館協議会条例（昭和26年北海道条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「（組織）」に改める。

第3条の見出しを「（委員）」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、北海道教育委員会が任命する。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

北海道立青年の家条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第66号

北海道立青年の家条例の一部を改正する条例

北海道立青年の家条例（昭和37年北海道条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第10条関係）

区 分	利用料金の上限額			
1 4歳以上の幼児	1人1日につき	100円	1人1泊につき	150円
2 小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者	1人1日につき	100円	1人1泊につき	300円
3 高等学校の生徒、高等専門学校及び大学の学生並びにこれらに準ずる者	1人1日につき	100円	1人1泊につき	450円
4 1から3までのいずれかに該当する者の保護者及び引率者並びにこれらに準ずる者	1人1日につき	200円	1人1泊につき	1,070円
5 1から4までのいずれにも該当しない者（4歳未満の者を除く。）	1人1日につき	400円	1人1泊につき	2,140円

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

北海道立少年自然の家条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第67号

北海道立少年自然の家条例の一部を改正する条例

北海道立少年自然の家条例（昭和48年北海道条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第11条関係）

区 分	利用料金の上限額			
-----	----------	--	--	--

1 4歳以上の幼児	1人1日につき	100円	1人1泊につき	150円
2 小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者	1人1日につき	100円	1人1泊につき	300円
3 高等学校の生徒、高等専門学校及び大学の学生並びにこれらに準ずる者	1人1日につき	100円	1人1泊につき	450円
4 1から3までのいずれかに該当する者の保護者及び引率者並びにこれらに準ずる者	1人1日につき	200円	1人1泊につき	1,070円
5 1から4までのいずれにも該当しない者（4歳未満の者を除く。）	1人1日につき	400円	1人1泊につき	2,140円

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

北海道立博物館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第68号

北海道立博物館条例の一部を改正する条例

北海道立博物館条例（平成2年北海道条例第5号）の一部を次のように改正する。

第12条中第6項を第7項とし、同条第5項中「利用料金」を「利用料金等」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「利用料金」を「利用料金等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「、別表」を「別表第1に定める額の範囲内、年間利用料金の額は別表第2」に改め、「において、」の次に「それぞれ」を加え、「これ」を「これら」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、「利用料金」の次に「及び年間利用料金（以下この条において「利用料金等」という。）」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 大学等（大学その他規則で定める学校をいう。以下同じ。）は、その学生が博物館に展示する資料（常設展示に限る。）を観覧する場合の利用料金として、年間利用料金を指定管理者に納めることができる。

第18条第2項中「別表」を「別表第1」に、「同条第5項及び第6項」を「同条第2項中「の利用料金」とあるのは「の観覧料」と、「年間利用料金」とあるのは「別表第2に定める額の範囲内において知事が定める額の年間観覧料」と、「指定管理者」とあるのは「知事」と、同条第6項に、「利用料金」を「利用料金等」に、「観覧料」を「観覧料、使用料又は年間観覧料」と、同条第7項中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「利用料金」とあるのは「観覧料」に、「第12条第2項から第4項」を「第12条第3項から第5項」に改める。

別表1(1)の事項中「220円」を「330円」に、「180円」を「270円」に、「670円」を「930円」に、「540円」を「750円」に改め、同表1(2)の事項中「330円」を「490円」に、「220円」を「330円」に、「670円」を「930円」に、「550円」を「770円」に改め、同表1(3)の事項中「100円」を「150円」に、「60円」を「90円」に、「220円」を「330円」に、「180円」を「270円」に、「670円」を「930円」に、「540円」を「750円」に改め、同表1(4)の事項中「990円」を「1,380円」に、「850円」を「1,190円」に、「1,620円」を「2,260円」に、「1,200円」を「1,680円」に、「2,640円」を「3,430円」に、「2,050円」を「2,660円」に改め、同表2の事項中「57,450円」を「68,940円」に、「7,090円」を「9,210円」に、「8,860円」を「11,510円」に、「14,730円」を「17,670円」に改め、同表3の事項中「57,450円」を「68,940円」に、「7,090円」を「9,210円」に、「8,860円」を「11,510円」に、「19,650円」を「23,580円」に、「6,170円」を「8,020円」に、「7,950円」を「10,330円」に、「17,360円」を「20,830円」に改め、同表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第12条関係）

1 北海道立北方民族博物館の常設展示の場合

区 分	年間利用料金の上限額	月割額の上限額
学生数が500人未満の大学等	70,000円	6,000円
学生数が500人以上1,000人未満の大学等	110,000円	10,000円
学生数が1,000人以上2,000人未満の大学等	180,000円	15,000円

等		
学生数が2,000人以上4,000人未満の大学等	270,000円	23,000円
学生数が4,000人以上の大学等	370,000円	31,000円

2 北海道立文学館及び北海道立釧路芸術館の常設展示の場合

区 分	年間利用料金の上限額	月割額の上限額
学生数が500人未満の大学等	80,000円	7,000円
学生数が500人以上1,000人未満の大学等	140,000円	12,000円
学生数が1,000人以上2,000人未満の大学等	220,000円	19,000円
学生数が2,000人以上4,000人未満の大学等	330,000円	28,000円
学生数が4,000人以上の大学等	450,000円	38,000円

備考 年間利用料金とは、4月1日から翌年3月31日までの間の常設展示の観覧に係る料金をいい、大学等がその期間の中途において年間利用料金を納める場合のその額の上限額は、この表に定める月割額の上限額にその納付の日の属する月の翌月から3月までの月数を乗じて得た額とする。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

北海道教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第69号

北海道教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
北海道教育委員会の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第123号）の一部を次のように改正する。

別表5の項(2)中「第19条第1項」を「第20条第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

北海道立美術館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第70号

北海道立美術館条例の一部を改正する条例

北海道立美術館条例（昭和42年北海道条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「別表第2」を「別表第3」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 大学等（大学その他規則で定める学校をいう。以下同じ。）は、規則で定めるところにより、その学生が美術館の常設展示を観覧する場合の観覧料として、別表第2に定める年間観覧料を納めることができる。

別表第1の3の事項中「710円」を「740円」に、「610円」を「640円」に、「1,160円」を「1,210円」に、「860円」を「900円」に、「1,890円」を「1,980円」に、「1,470円」を「1,540円」に改める。

別表第2の1の事項中「62,240円」を「74,680円」に、「1,440円」を「2,010円」に、「1,920円」を「2,680円」に、「2,960円」を「3,840円」に、「7,090円」を「9,210円」に、「8,860円」を「11,510円」に、「15,950円」を「19,140円」に、「3,540円」を「4,600円」に、「4,720円」を「6,130円」に、「7,440円」を「9,670円」に、「2,760円」を「3,580円」に、「3,680円」を「4,780円」に、「5,440円」を「7,070円」に改め、同表の2の事項中「57,450円」を「68,940円」に、「6,170円」を「8,020円」に、「7,950円」を「10,330円」に、「13,100円」を「15,720円」に改め、同表の3の事項中「28,730円」を「34,470円」に、「6,170円」を「8,020円」に、「7,950円」を「10,330円」に、「13,100円」を「15,720円」に改め、同表備考2の事項中「57,450円」を「68,940円」に改め、同表を別表第3とし、別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第4条関係）

1 北海道立近代美術館の常設展示の場合

区 分	年間観覧料	月割額
学生数が500人未満の大学等	70,000円	6,000円
学生数が500人以上1,000人未満の大学等	110,000円	10,000円
学生数が1,000人以上2,000人未満の大学等	180,000円	15,000円
学生数が2,000人以上4,000人未満の大学等	270,000円	23,000円
学生数が4,000人以上の大学等	370,000円	31,000円

2 北海道立旭川美術館、北海道立函館美術館又は北海道立帯広美術館の常設展示の場合

区 分	年間観覧料	月割額
学生数が500人未満の大学等	20,000円	2,000円
学生数が500人以上1,000人未満の大学等	30,000円	3,000円
学生数が1,000人以上2,000人未満の大学等	50,000円	5,000円
学生数が2,000人以上4,000人未満の大学等	70,000円	6,000円
学生数が4,000人以上の大学等	100,000円	9,000円

備考 年間観覧料とは、4月1日から翌年3月31日までの間の常設展示の観覧に係る料金をいい、大学等がその期間の途中において年間観覧料を納める場合のその額は、この表に定める月割額にその納付の日の属する月の翌月から3月までの月数を乗じて得た額とする。

附 則

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日前に利用の承認の申請がされた同日以後の北海道立美術館の使用に係る使用料の額については、なお従前の例による。

北海道立美術館協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第71号

北海道立美術館協議会条例の一部を改正する条例

北海道立美術館協議会条例（昭和42年北海道条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「(組織)」に改め、同条中「の委員の数」を削り、「とし」

を「の委員」に、「とする」を「の委員で組織する」に改める。

第3条の見出しを「(委員)」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、北海道教育委員会が任命する。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

北海道立体育センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第72号

北海道立体育センター条例の一部を改正する条例

北海道立体育センター条例（昭和55年北海道条例第55号）の一部を次のように改正する。

別表1の事項の表メインアリーナの部中「58,750円」を「70,500円」に、「73,440円」を「88,120円」に、「190,940円」を「229,120円」に、「204,330円」を「245,190円」に、「255,450円」を「306,540円」に、「664,120円」を「796,920円」に、「489,600円」を「587,520円」に、「612,000円」を「734,400円」に、「1,591,200円」を「1,909,440円」に、「88,120円」を「105,740円」に、「110,160円」を「132,190円」に、「286,410円」を「343,670円」に、「306,570円」を「367,880円」に、「383,180円」を「459,810円」に、「996,330円」を「1,195,570円」に、「735,120円」を「882,140円」に、「918,860円」を「1,102,630円」に、「2,389,100円」を「2,866,900円」に改め、同表サブアリーナの部全部利用の場合の項中「16,270円」を「19,520円」に、「20,440円」を「24,520円」に、「52,990円」を「63,560円」に、「56,880円」を「68,250円」に、「71,130円」を「85,350円」に、「184,890円」を「221,850円」に、「136,510円」を「163,810円」に、「170,640円」を「204,760円」に、「443,660円」を「532,380円」に、「24,480円」を「29,370円」に、「30,670円」を「36,800円」に、「79,630円」を「95,540円」に、「85,390円」を「102,460円」に、「106,840円」を「128,200円」に、「277,630円」を「333,120円」に、「205,050円」を「246,060円」に、「256,320円」を「307,580円」に、「666,430円」を「799,700円」に改め、同部個人利用の場合の項中「360円」を「540円」に、「840円」を「1,170円」に改め、同表柔道室の部、剣道室の部及び弓道場の部中「8,110円」を「10,540円」に、「10,140円」を「12,160円」に、「24,330円」を「29,100円」に、「360円」を「540円」に、「840円」を「1,170円」に改め、同表クライミングウォールの部全部利用の場合の項中「7,480円」を「9,720円」に、「9,360円」を「12,160円」に、「22,460円」を「26,900円」に改め、同部個人利用の場合の項中「360円」を「540円」に、「840円」を「1,170円」に改め、同表講堂・視聴覚室の部中「13,680円」を「16,410円」に、「16,990円」を「20,380円」に、「44,350円」を「53,200円」に改め、同表研修室の部中「11,070円」を「13,280円」に、「12,670円」を「15,200円」に、「33,120円」を「39,700円」に、「5,770円」を「7,500円」に、「7,170円」を「9,320円」に、「17,280円」を「20,700円」に、「2,700円」を「3,510円」に、「3,380円」を「4,390円」に、「8,780円」を「11,400円」に改め、同表特別控室の部中「12,670円」を「15,200円」に、「15,840円」を「19,000円」に、「41,180円」を「49,400円」に改め、同表貴賓室の部中「126,720円」を「152,060円」に、「158,400円」を「190,080円」に、「411,840円」を「494,200円」に改め、別表2の事項中「390円」を「580円」に、「670円」を「930円」に、「7,430円」を「9,620円」に改め、同表3の事項の表競技場の部全部利用の場合の項中「6,550円」を「8,510円」に、「8,820円」を「11,460円」に、「16,300円」を「19,560円」に、「19,030円」を「22,830円」に、「21,750円」を「26,100円」に、「54,430円」を「65,310円」に、「81,640円」を「97,960円」に、「101,890円」を「122,260円」に、「244,940円」を「293,920円」に、「14,190円」を「17,020円」に、「40,820円」を「48,980円」に、「217,720円」を「261,260円」に、「272,160円」を「326,590円」に、「653,180円」を「783,800円」に改め、同部個人利用の場合の項中「180円」を「270円」に、「450円」を「670円」に改め、同表トレーニング室の部中「550円」を「770円」に、「890円」を「1,240円」に改め、同表講堂の部中「7,680円」を「9,980円」に、「21,280円」を「25,500円」に改め、同表研修室の部中「3,170円」を「4,120円」に、「9,520円」を「12,300円」に改め、別表4の事項中「220,680円」を「264,810円」に改め、同表5の事項中「7,330円」を「9,520円」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第73号

北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

北海道学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第78号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第2号中「並びに預金の積立金」を削る。

第10条の2の2を次のように改める。

第10条の2の2 削除

第10条の2の4第4項中「学校職員以外の地方公務員等」を「学校職員以外の地方公務員、国家公務員又は地方公社、沖縄振興開発金融公庫その他その業務が道若しくは国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事委員会規則で定めるものに使用される者（次条第3項において「学校職員以外の地方公務員等」という。）」に改める。

第20条の3第2項中「、第10条の2の2」を削る。

附則に次の3項を加える。

35 給料月額、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に限り、第5条及び第6条（第2項、第3項、第5項及び第10項にあっては、育児休業条例第15条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）並びに附則第5項及び第27項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額に、次の表の職員の区分及び期間の区分に応じ同表に掲げる割合を乗じて得た額とする。ただし、手当の額及び第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料月額、第9条に規定する給料の調整額に係る給料月額並びに附則第27項の規定により給与から減ずる額及び附則第30項に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料月額は、第5条及び第6条並びに附則第5項の規定により定められる額とする。

	期間の区分
--	-------

職員の区分	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
1 教育委員会規則で定める管理職員及び当該管理職員との権衡上必要があると認められるものとして教育委員会が別に定める学校職員	100分の91	100分の91	100分の91
2 前号の教育委員会規則で定める管理職員以外の管理職員及び当該管理職員との権衡上必要があると認められるものとして教育委員会が別に定める学校職員	100分の91	100分の91.3	100分の91.6
3 30歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある学校職員（前2号に掲げる学校職員を除く。）	100分の96	100分の96	100分の96
4 前3号に掲げる学校職員以外の学校職員	100分の95.2	100分の95.5	100分の95.8

36 管理職手当の月額は、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に限り、第10条の3第2項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額に100分の80を乗じて得た額とする。ただし、地域手当の月額の算出の基礎となる管理職手当の月額は、同項の規定により定められる額とする。

37 平成24年6月から平成26年12月までの期末手当基礎額及び勤勉手当基礎額並びに附則第27項の規定により期末手当及び勤勉手当から減ずる額については、第19条第5項（第19条の4第4項において準用する場合及び育児休業条例第15

条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)並びに附則第27項第4号及び第5号中「得た額を」とあるのは、「得た額に4分の3(附則第35項の表第1号及び第2号に掲げる学校職員にあっては、3分の2)を乗じて得た額を」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(次項において「施行日」という。)の前日においてこの条例による改正前の北海道学校職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)第10条の2の2の規定の適用を受けている学校職員(同日における地域手当の支給の状況等を考慮して教育委員会が別に定める学校職員に限る。)に対する当該適用に係る異動等又は在勤に係る地域手当の支給については、なお従前の例による。
- 3 施行日の前日において道外の在勤に係る改正前の条例第10条の2の2第2項に規定する学校職員以外の地方公務員等であった者(給料表の適用を受ける学校職員から引き続き当該学校職員以外の地方公務員等となった者に限る。)が施行日から平成27年3月31日までの間において引き続き給料表の適用を受ける学校職員となり、この条例による改正後の北海道学校職員の給与に関する条例第10条の2第2項第1号の1級地に係る地域及び学校等以外の地域又は学校等に在勤することとなった場合における当該学校職員に対する当該在勤に係る地域手当の支給については、なお従前の例による。
- 4 前項の規定の適用がある場合を除き、改正前の条例第10条の2の2第2項の規定は、当分の間、なおその効力を有する。この場合において、同項中「学校職員以外の地方公務員、国家公務員又は地方公社、沖縄振興開発金融公庫その他その業務が道若しくは国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事委員会規則で定めるものに使用される者(以下「学校職員以外の地方公務員等」という。)」とあるのは「北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成24年北海道条例第73号)による改正後の北海道学校職員の給与に関する条例第10条の2の4第4項に規定する学校職員以外の地方公務員等」と、「前条第2項第1号」とあるのは「同条例第10条の2第2項第1号」

と、「前項の規定による地域手当を支給される学校職員との権衡上必要があると認められる」とあるのは「教育委員会が必要があると認める」と、「人事委員会規則の定めるところにより、同項」とあるのは「一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)」とする。

- 5 前3項の規定は、市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例(昭和27年北海道条例第79号)第1条の2に規定する学校職員について準用する。

(北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 6 北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年北海道条例第47号)の一部を次のように改正する。

附則第8項中「第21項又は第27項」を「第27項又は第35項」に改める。

附則第11項中「附則第21項の」を「附則第35項の」に、「附則第21項本文」を「附則第35項本文」に改める。

附則第12項中「附則第21項」を「附則第35項」に改める。

(北海道職員等の退職手当に関する条例の一部改正)

- 7 北海道職員等の退職手当に関する条例(昭和28年北海道条例第149号)の一部を次のように改正する。

附則第35項中「附則第21項」を「附則第35項」に改める。

(北海道職員等の育児休業等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

- 8 次に掲げる条例の規定中「、第10条の2の2」を削る。

(1) 北海道職員等の育児休業等に関する条例(平成4年北海道条例第3号)第23条第2項

(2) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成14年北海道条例第67号)第10条第2項

(公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正)

- 9 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和46年北海道条例第61号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「、第10条の2の2」を削る。

附則第2項中「附則第21項」を「附則第35項」に改める。

北海道公安委員会手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成24年 3 月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第74号

北海道公安委員会手数料条例の一部を改正する条例

北海道公安委員会手数料条例（平成12年北海道条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の52の項中「第49条の 2 第 4 項」を「第49条の 3 第 4 項」に改め、同表の54の項の ア(ア)中「1, 850円」を「1, 600円」に改め、同項の ア(イ)中「2, 000円」を「1, 900円」に改め、同項の ア(ウ)中「4, 950円」を「4, 600円」に、「8, 650円」を「7, 700円」に改め、同項の イ(ア)中「2, 100円」を「1, 800円」に改め、同項の イ(イ)中「2, 050円」を「1, 900円」に改め、同項の イ(ウ)中「2, 400円」を「2, 200円」に、「3, 400円」を「3, 050円」に改め、同項の ウ(ア)中「第97条の 2 第 1 項」を「第97条の 2 第 1 項第 2 号に該当して同項」に、「2, 000円」を「1, 750円」に改め、同項の ウ(イ)中「2, 950円」を「3, 050円」に改め、同項の ウ(イ)を同項の ウ(ウ)とし、同項の ウ(ア)の次に次のように加える。

(イ) 同項第 3 号に該当して
同項の規定の適用を受け
る場合 1, 900円

別表第 1 の54の項の エ(ア)中「2, 050円」を「1, 900円」に改め、同項の エ(イ)中「1, 650円」を「1, 500円」に改め、同項の オ(ア)中「同項」を「同項第 2 号に該当して同項」に、「2, 000円」を「1, 750円」に改め、同項の オ(イ)中「4, 500円」を「4, 600円」に、「7, 700円」を「7, 650円」に改め、同項の オ(イ)を同項の オ(ウ)とし、同項の オ(ア)の次に次のように加える。

(イ) 同項第 3 号に該当して
同項の規定の適用を受け
る場合 1, 900円

別表第 1 の54の項の カ(ア)中「2, 000円」を「1, 700円」に改め、同項のカ(イ)中「1, 650円」を「1, 550円」に改め、同項のカ(ウ)中「3, 100円」を「3, 000円」に、

「4, 750円」を「4, 550円」に改め、同表の54の 2 の項の ア中「3, 950円」を「3, 850円」に、「7, 650円」を「6, 950円」に改め、同項の イ中「4, 300円」を「4, 050円」に、「5, 300円」を「4, 900円」に改め、同表の55の項の ア中「2, 050円」を「1, 950円」に、「3, 050円」を「2, 800円」に改め、同項の イ中「1, 900円」を「1, 700円」に、「3, 550円」を「3, 250円」に改め、同項の ウ中「1, 150円」を「1, 000円」に改め、同表の56の項の ア中「2, 100円」を「2, 050円」に改め、同項の イ中「1, 200円」を「1, 100円」に改め、同表の57の項の ア中「3, 650円」を「3, 600円」に改め、同項の イ中「1, 200円」を「1, 100円」に改め、同表の58の項中「2, 550円」を「2, 500円」に改め、同表の58の 2 の項中「600円」を「550円」に改め、同表の59の項中「1, 700円」を「1, 550円」に、「3, 350円」を「3, 100円」に改め、同表の61の項の ア中「24, 700円」を「23, 500円」に改め、同項の イ中「20, 500円」を「19, 650円」に改め、同項の ウ中「14, 100円」を「14, 500円」に改め、同項のエ中「22, 450円」を「21, 850円」に改め、同表の63の項の ア中「15, 650円」を「15, 000円」に改め、同項の イ中「12, 150円」を「11, 800円」に改め、同項の ウ中「9, 500円」を「9, 450円」に改め、同項のエ中「13, 300円」を「12, 850円」に改め、同表の63の 2 の項の次に次のように加える。

63の 3 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第30条の13第 1 項の規定に基づく運転経歴証明書の再交付	運転経歴証明書再交付手数料	1, 000円	再交付申請のとき
--	---------------	---------	----------

別表第 1 の64の項中「2, 650円」を「2, 400円」に改め、同表の65の項の イ中「2, 600円」を「2, 450円」に改め、同項の ウ中「2, 300円」を「2, 200円」に改め、同項の オ(ア)中「4, 200円」を「4, 150円」に改め、同項の オ(イ)中「4, 100円」を「4, 050円」に改め、同項のカ中「1, 350円」を「1, 400円」に改め、同項の ク中「1, 200円」を「1, 250円」に改め、同項の ケ中「750円」を「650円」に改め、同項の コ(ア)中「700円」を「600円」に改め、同項の コ(イ)中「1, 050円」を「950円」に改め、同項の コ(ウ)中「1, 700円」を「1, 500円」に改め、「（昭和35年総理府令第60号）」を削り、「1, 050円」を「950円」に改め、同項の シ中「13, 400円」を「13, 350円」に、「9, 400円」を「9, 200円」に改め、同表の66の項の ア中「2, 150円」を「2, 100円」に改め、

同項のイ中「2,800円」を「2,750円」に改め、同項のウ中「2,700円」を「2,600円」に改め、同項のエ中「2,550円」を「2,450円」に改め、同表の68の項中「850円」を「750円」に改める。

別表第2の1の事項の表1の項中「3,950円」を「3,750円」に、「1,350円」を「1,300円」に、「4,600円」を「4,450円」に改め、同表2の項中「7,050円」を「7,000円」に、「6,750円」を「6,400円」に、「2,250円」を「2,200円」に、「7,950円」を「7,800円」に改め、同表3の項及び4の項中「2,150円」を「2,100円」に、「1,900円」を「1,850円」に改め、同表5の項中「2,200円」を「2,250円」に、「1,950円」を「2,000円」に、「2,050円」を「2,250円」に改め、同表6の項を次のように改める。

6 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	1,850円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	1,950円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	2,450円
	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	3,150円

別表第2の1の事項の表7の項中「2,750円」を「2,700円」に改め、同表備考1中「3,750円」を「2,950円」に、「950円」を「900円」に、「3,250円」を「3,050円」に改め、同表備考2中「300円を、普通自動車免許」を「350円を、普通自動車免許」に、「300円を、特定第一種運転免許」を「200円を、特定第一種運転免許」に、「300円を減ずる」を「350円を減ずる」に改め、別表第2の2の事項の表1の項中「4,450円」を「4,150円」に、「4,100円」を「3,750円」に、「1,350円」を「1,300円」に、「4,800円」を「4,450円」に改め、同表2の項から5の項までを次のように改める。

2 技能教習に必要な教習の技能	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,450円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,400円

	導員審査	
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,500円
	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	1,900円
3 学科教習に必要な教習の技能	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,350円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,300円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,150円
4 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,450円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,200円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,250円
5 自動車教習所に関する法令についての知識	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,450円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,200円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,250円

別表第2の2の事項の表6の項中「1,400円」を「1,350円」に、「1,200円」を「1,150円」に改め、同表7の項中「2,750円」を「2,700円」に改め、同表備考1中「3,450円」を「3,000円」に、「900円」を「950円」に、「1,100円」を「1,050円」に、「2,950円」を「3,050円」に改め、同表備考2中「150円」を「100円」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、別表第1の52の項の改

正規定は、公布の日から施行する。

北海道地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3 月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第75号

北海道地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例

北海道地方警察職員の定員に関する条例（昭和29年北海道条例第33号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表中「461人」を「462人」に、「799人」を「801人」に、「5, 903人」を「5, 918人」に、「3, 086人」を「3, 093人」に、「10, 249人」を「10, 274人」に、「11, 520人」を「11, 545人」に改める。

附 則

この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3 月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第76号

北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

北海道地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年北海道条例第34号）の一部を次のように改正する。

第12条の 3 を次のように改める。

第12条の 3 削除

第13条第 4 項中「職員以外の地方公務員等」を「職員以外の地方公務員、国家公務員又は地方公社、沖縄振興開発金融公庫その他その業務が道若しくは国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事委員会規則で定めるもの」に改める。

第24条中「、第12条の 3 」を削る。

附則に次の 3 項を加える。

36 給料月額、平成24年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日までの間に限り、第 5 条及び第 6 条（第 2 項、第 3 項、第 5 項及び第10項にあっては、育児休業条例第15条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）並びに附則第28項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額に、次の表の職員の区分及び期間の区分に応じ同表に掲げる割合を乗じて得た額とする。ただし、手当の額及び第21条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料月額、第 9 条に規定する給料の調整額に係る給料月額並びに附則第28項の規定により給与から減ずる額及び附則第31項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料月額は、第 5 条及び第 6 条の規定により定められる額とする。

職員の区分	期間の区分		
	平成24年 4 月 1 日 から平成25年 3 月 31日まで	平成25年 4 月 1 日 から平成26年 3 月 31日まで	平成26年 4 月 1 日 から平成27年 3 月 31日まで
1 規則で定める管理職員及び当該管理職員との権衡上必要があると認められるものとして任命権者が別に定める職員	100分の91	100分の91	100分の91
2 前号の規則で定める管理職員以外の管理職員及び当該管理職員との権衡上必要があると認められるものとして任命権者が別に定める職員	100分の91	100分の91. 3	100分の91. 6
3 30歳に達する日以後の最初の 3 月31日まで	100分の96	100分の96	100分の96

の間にある職員（前2号に掲げる職員を除く。）			
4 前3号に掲げる職員以外の職員	100分の95.2	100分の95.5	100分の95.8

37 管理職手当の月額、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に限り、第19条の2第2項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額に100分の80を乗じて得た額とする。ただし、地域手当の月額の算出の基礎となる管理職手当の月額は、同項の規定により定められる額とする。

38 平成24年6月から平成26年12月までの期末手当基礎額及び勤勉手当基礎額並びに附則第28項の規定により期末手当及び勤勉手当から減ずる額については、第22条第5項（第22条の4第4項において準用する場合及び育児休業条例第15条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに附則第28項第3号及び第4号中「割合を乗じて得た額（）」とあるのは、「割合を乗じて得た額に4分の3（附則第36項の表第1号及び第2号に掲げる職員にあっては、3分の2）を乗じて得た額（）」とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日においてこの条例による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第12条の3の規定の適用を受けている職員（同日における地域手当の支給の状況等を考慮して任命権者が別に定める職員に限る。）に対する当該適用に係る異動等又は在勤に係る地域手当の支給については、なお従前の例による。

3 施行日の前日において改正前の条例第12条の2の規定の適用を受けている職員（同条第2項第1号から第3号までの級地に係る地域手当の支給を受けている職員に限る。）が施行日から平成27年3月31日までの間においてその在勤する地域若しくは部局を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する部局

が移転した場合における当該職員に対する当該異動等に係る地域手当の支給並びに施行日の前日において道外の在勤に係る改正前の条例第12条の3第2項に規定する職員以外の地方公務員等であった者（給料表の適用を受ける職員から引き続き当該職員以外の地方公務員等となった者に限る。）が施行日から平成27年3月31日までの間において引き続き給料表の適用を受ける職員となり、この条例による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例第12条の2第2項第1号の1級地に係る地域及び部局以外の地域又は部局に在勤することとなった場合における当該職員に対する当該在勤に係る地域手当の支給については、なお従前の例による。

4 前項の規定の適用がある場合を除き、改正前の条例第12条の3第2項の規定は、当分の間、なおその効力を有する。この場合において、同項中「職員以外の地方公務員、国家公務員又は地方公社、沖縄振興開発金融公庫その他その業務が道若しくは国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事委員会規則で定めるものに使用される者（以下「職員以外の地方公務員等」という。）」とあるのは「北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成24年北海道条例第76号）による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例第13条第4項に規定する職員以外の地方公務員等」と、「前条第2項第1号」とあるのは「同条例第12条の2第2項第1号」と、「前項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる」とあるのは「任命権者が必要があると認める」と、「人事委員会規則の定めるところにより、同項」とあるのは「一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）」とする。

（北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

5 北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年北海道条例第52号）の一部を次のように改正する。

附則第8項中「第22項又は第28項」を「第28項又は第36項」に改める。

附則第11項中「附則第22項の」を「附則第36項の」に、「附則第22項本文」を「附則第36項本文」に改める。

（北海道職員等の退職手当に関する条例の一部改正）

6 北海道職員等の退職手当に関する条例（昭和28年北海道条例第149号）の一部を次のように改正する。

附則第35項中「附則第22項」を「附則第36項」に改める。

(北海道職員等の育児休業等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

7 次に掲げる条例の規定中「まで、第12条の3」を「まで」に改める。

- (1) 北海道職員等の育児休業等に関する条例（平成4年北海道条例第3号）第23条第2項
- (2) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年北海道条例第67号）第10条第2項